第３章

施策の内容

第3章 施策の内容

目標1 男女の人権の尊重と男女共同参画への理解促進

市民一人ひとりが社会のあらゆる分野に主体的に参画していくためには、性別にかかわらず個性と能力を十分に発揮できるようにすること、そして多様な生き方を互いに尊重していくことが大切です。

本市が令和６（2024）年に実施した「男女共同参画に関する基礎調査」（以下「基礎調査」という。）では、「男（夫）は仕事、女（妻）は家庭」という性別による固定的な役割分担意識に反対する人の割合は61.6%（女性66.0%、男性56.8%）と、令和元（2019）年の前回調査に比べて男女ともに増加しました。一方、賛成と答えた人の割合は20.7%（女性16.8%、男性25.2%）と、前回調査より減少したものの、男女ともに性別による固定的な役割分担意識はいまだ根強く残っています（図３－１－１）。

こうした意識は、性別にかかわらず自分らしい生き方にも制約を与えるものであり、男女共同参画の実現は一人ひとりが暮らしやすくなるものであることを理解し、意識改革を図っていくことが重要です。

図３－１－１　男（夫）は仕事、女（妻）は家庭という考え方

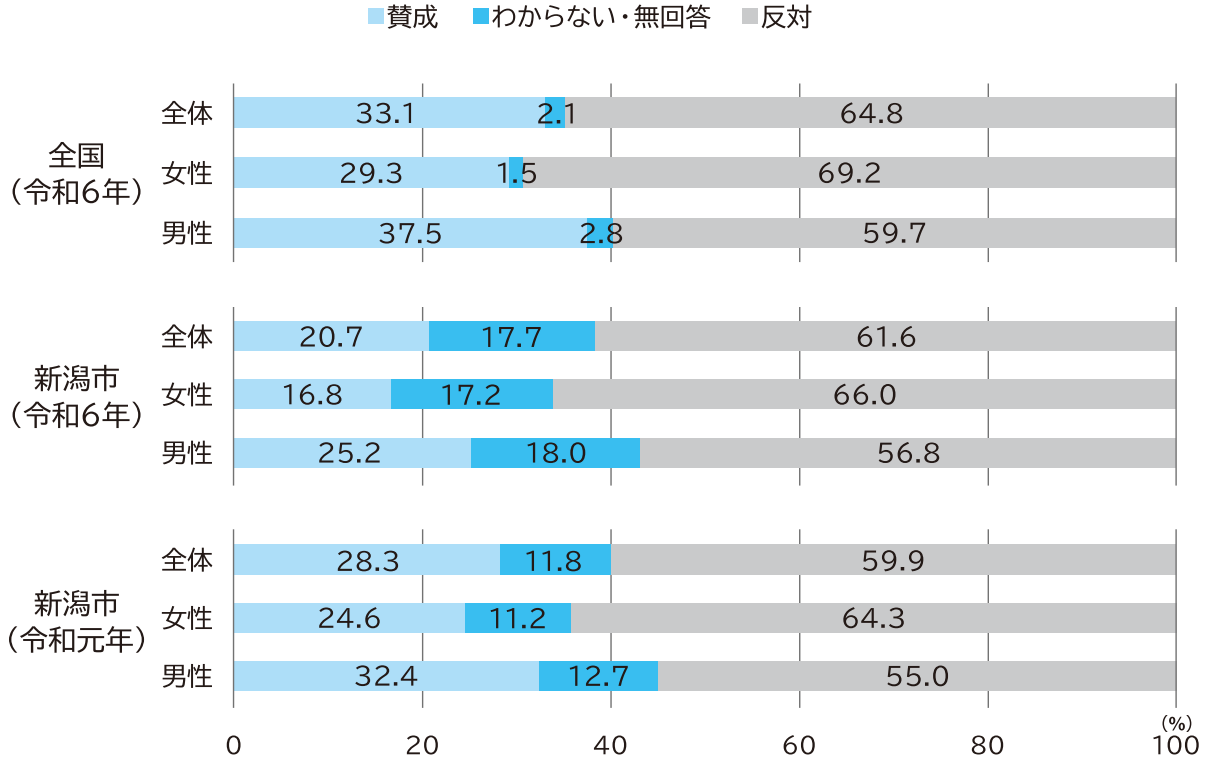

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和元年・令和６年）
内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和６年）

現状と課題

■ 性別による固定的な役割分担意識の解消

男女共同参画を一層進めていくためには、あらゆる人を対象に、様々な場面で、男女共同参画に関する理解を深め、定着させるための広報・啓発活動を継続して実施していくことが必要です。「基礎調査」では、家庭生活・職場・学校教育の場・地域社会など各場面や分野での男女の地位について「平等である」と感じている人の割合は、令和元（2019）年の前回調査より「家庭生活」「職場」において、１割近く増加しました（図３－１－２）。

この傾向は全国調査※1も同様ですが、依然として男性が優遇されていると感じている人の割合が高くなっています。

引き続き、次代を担う子どもたちに対して人権の尊重を基本とする男女平等教育を徹底していくことが重要です。

地方は、性別による固定的な役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が根強く残っており、女性の居場所と出番を奪っていること、女性にとってやりがいを感じられず働きにくい環境であることなどにより、地方の若い女性が東京に移動している可能性を指摘する調査※2もあり、あらゆる場面において、男女共同参画の視点を確保することが必要です。

また、男女共同参画の取組は、国際的な動きと連動して進められてきたことから、国際社会の動向について理解を深めるとともに、SDGsの目標を踏まえ、人権を尊重し、地域の中で性別や国籍にかかわらず多様な文化、生き方が尊重されるよう取組を進める必要があります。

※１　内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査」（令和６年９月）
※２　内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局「移住等の増加に向けた広報戦略の立案・実施のための調査」（令和２年３月）

図３－１－２　男女の地位の平等感

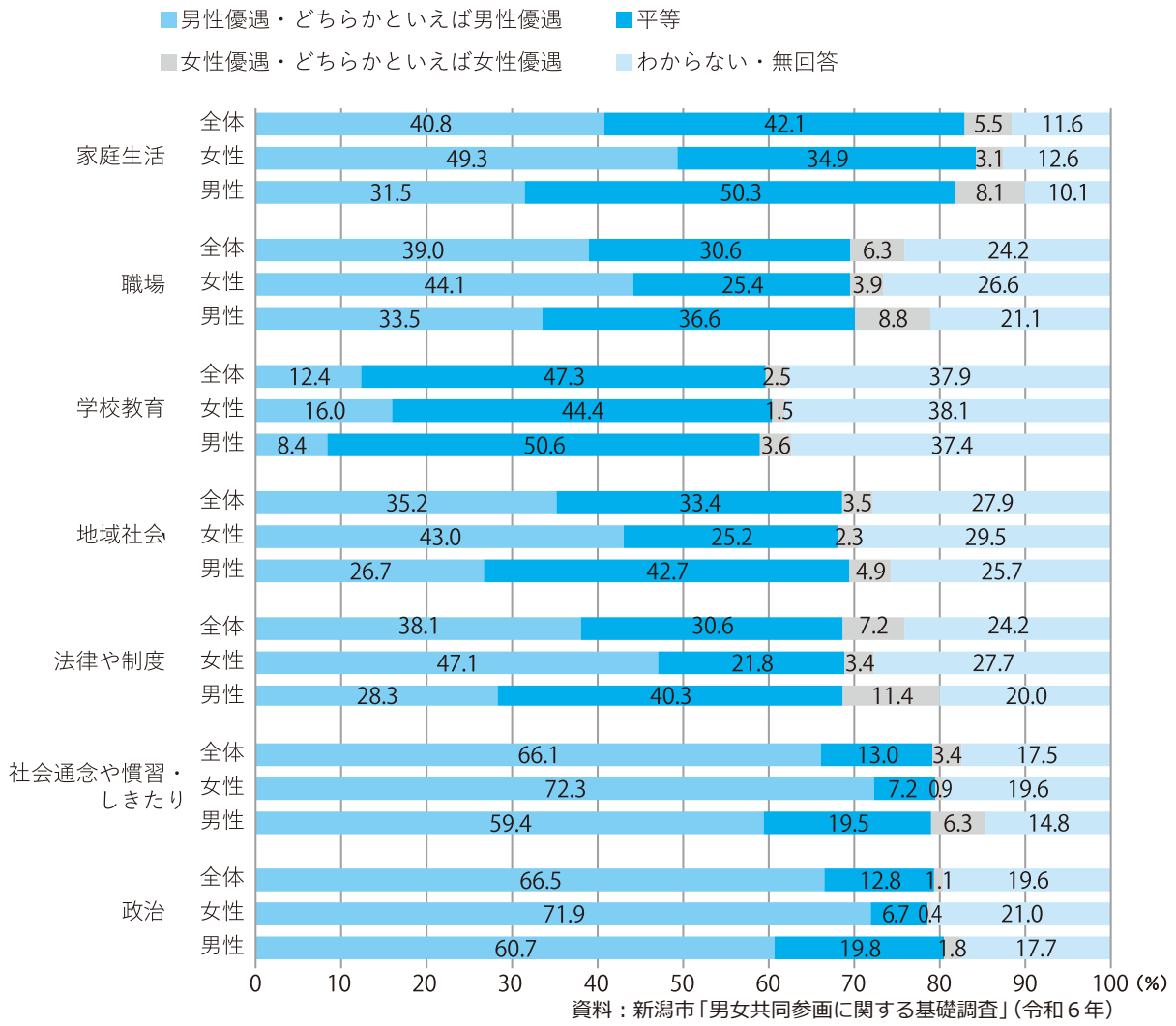

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

■ 社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

男女の地位の平等感について、「基礎調査」では、「社会通念や慣習・しきたり」について平等だと感じる人の割合は13.0%で、66.1%の人が男性の方が優遇されていると答えています。（前掲図３－１－２）

社会制度や慣行などの中には、性別による固定的な役割分担意識に基づいて形づくられ、性別にとらわれない自分らしい生き方の幅を狭めているものもあり、男女共同参画を実現する上で大きな支障となっています。社会経済の変化を踏まえながら、多様な生き方への選択を可能とする社会制度・慣行に改めていく必要があります。また、男女いずれにも幼少の頃から長年にわたり形成された性差に関する無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があり、自身の思い込みに気づくことも重要です。

そのためには、様々な分野や場面における男女の置かれている状況を客観的に把握するためのデータを収集し、わかりやすい形で提供していくほか、問題点を投げかけ気づきを促す取組が必要です。

また、人々の意識形成に与える影響が大きいメディアについても、性別役割分担意識の固定化や性差別を助長させる表現が依然として見られることから、男女共同参画の視点に立った行政刊行物の作成を行うとともに、市民がメディアからの情報を男女の人権の尊重や男女共同参画の視点で主体的に読み解き、活用する能力を養っていくことなどが必要です。

■ 男性にとっての男女共同参画

人口減少、少子・超高齢社会が進展する中で、親や配偶者の介護、高齢期における自分自身の孤立化など、男性自身に関わる課題への対応が必要となっています。男女共同参画社会は男性にとっても暮らしやすい社会であることを周知し、男性が仕事だけでなく、家事や子育て、介護等に参画し、家庭や地域において積極的に役割を果たせるよう支援していく必要があります。

また、本市の自殺者数は、令和３年からは増加傾向で、令和５年では男性は女性に比べて約2.4倍であり、中でも40歳代～60歳代の男性は、全国平均よりも自殺死亡率が高くなっています（図３－１－３）。中高年層の男性は、悩みを打ち明けたり弱音を吐いたりすることを抑制する傾向がみられ、女性に比べ相談につながりにくく、男性であることで負っている社会的重圧や悩みなど、男性が抱える困難への対応も必要です。

図３－１－３　新潟市の自殺者数　年代別【男性】

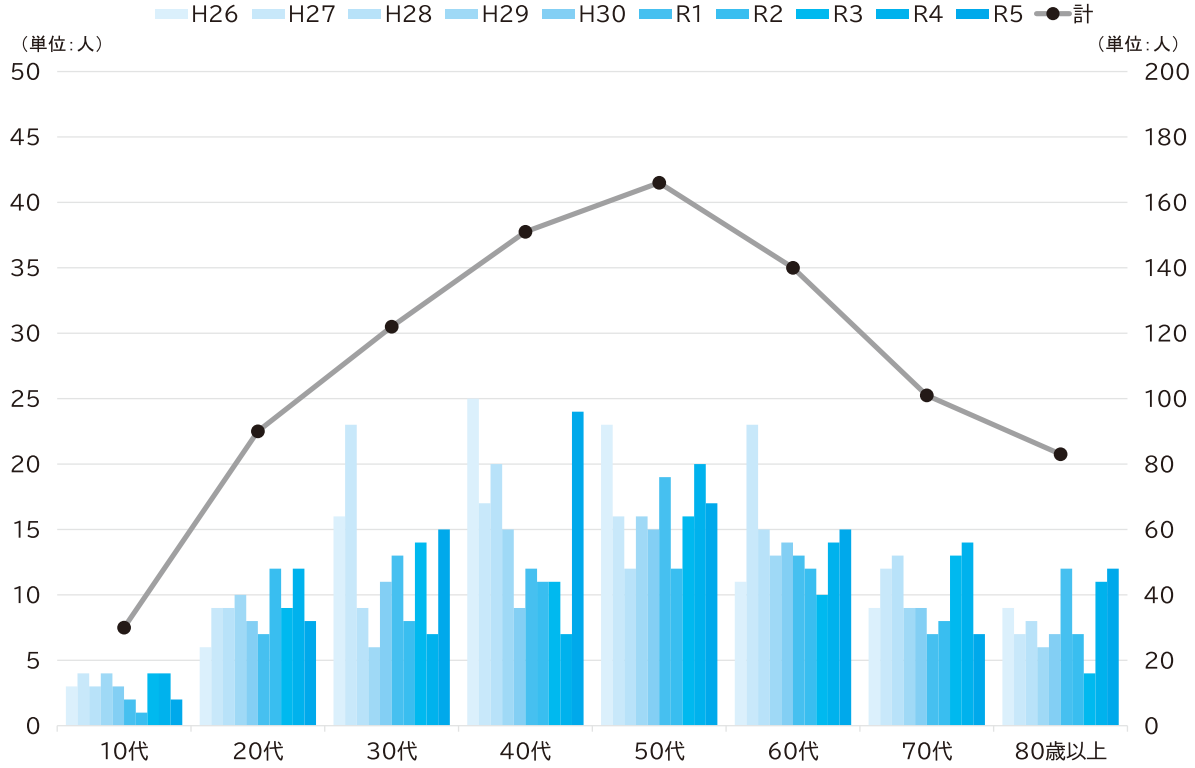

資料：厚生労働省「人口動態統計」

これらの現状と課題を踏まえ、男女の人権の侵害や不平等な取扱いにつながりかねない性別による固定的な役割分担意識を解消し、誰もが仕事と生活を両立し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、あらゆる機会を通じて市民一人ひとりに働きかけていきます。

なお、男女共同参画の取組の推進にあたっては、性的マイノリティを含む多様な性を理解し配慮することが必要です。

具体的取組　※文中の（　　）内は、その取組についての主な関係課

（1）男女共同参画推進のための意識啓発

①　家庭・地域等への広報・啓発活動の推進

ア　広報紙や情報誌、ホームページ等を活用して、男女共同参画に関する継続的な広報・啓発活動を実施します。（男女共同参画課、区役所地域（総務）課、広報課）

イ　男女共同参画推進センター「アルザにいがた」や各公民館での男女共同参画に関する学習機会の充実に努めます。（男女共同参画課、公民館）

ウ　各区と連携して地域で男女共同参画に関する啓発事業を実施します。（区役所地域（総務）課、男女共同参画課）

②　保育・学校教育における男女平等教育の推進

ア　保育園、認定こども園、幼稚園、小・中学校、高等学校等において男女平等教育を進めます。特に小・中学校では男女平等教育パンフレットなどを活用し、自分らしさや家族の一員としての協力の大切さなどについて啓発していきます。（幼保支援課、学校支援課）

イ　男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。（学校支援課）

目標３（3）③ウ再掲

③　職場における男女共同参画についての研修支援

ア　各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、情報発信や普及啓発に努めます。（男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課）

目標３（1）①工再掲

イ　市職員や教職員に対する男女共同参画に関する研修を実施します。（人事課、男女共同参画課、学校人事課）

④　男女共同参画を推進する人材の育成

ア　男女共同参画に関わる事業の企画等の活動を通して、男女共同参画を推進する人材を育成します。（男女共同参画課）

イ　市民団体からも地域での男女共同参画の意識啓発を進めてもらえるよう、団体間の交流促進や活動支援に努めます。（男女共同参画課）

⑤　国際理解に基づく男女共同参画の推進

ア　世界の男女をとりまく現状や課題など男女共同参画に関する情報の収集・提供や学習機会の提供などにより、SDGsを含む国際社会の動向についての理解促進を図ります。（男女共同参画課）

イ　外国人が安心して暮らせるよう生活情報の提供や相談支援を行います。（国際課）

（2）社会制度・慣行等の見直しと意識の改革

①　男女共同参画に関する調査、情報の収集・提供、支援

ア　男女共同参画の実態や市民意識に関する調査を実施します。（男女共同参画課）

イ　男女間格差等の実態を明らかにするため、社会制度や慣行等、様々な分野や場面における男女別データの収集・分析に努め、情報提供します。（男女共同参画課）

ウ　男女共同参画の視点で様々な悩みや不安に関する相談事業を行うことで、性別にとらわれず自分らしく生きるための支援をします。（男女共同参画課）

②　メディアにおける男女の人権の尊重と男女共同参画の促進

ア　市民がメディアからの情報を主体的に読み解き、自ら発信する能力（メディア・リテラシー）を養うための啓発・学習機会を提供します。（男女共同参画課）

イ　インターネットやソーシャルメディア等の普及に対応して、安全・安心かつ適切な情報の受・発信ができるような取組を進めます。（学校支援課）

ウ　市刊行物については、使用する用語やイラストなどを男女共同参画の視点に立った表現方法に徹底し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。（男女共同参画課、関係課）

（3）男女共同参画に関する男性の理解の促進

①　男性の多様な生き方・働き方についての啓発・支援

ア　これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。（男女共同参画課）

目標４（1）③ア再掲

イ　男性も子育てがしやすくなる環境整備（男性が乳幼児のおむつを交換できるスペースの整備など）を推進していきます。（関係課）

②　男性のための相談事業の実施・相談しやすい環境づくり

ア　男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについて、男性相談員による男性向け電話相談を実施するとともに、一人で悩まず相談するよう周知に努めます。（男女共同参画課）目標５（2）②イ再掲

目標2　政策・方針決定の場への女性の参画促進

あらゆる分野において政策・方針決定過程に男女が共に参画することは、多様な視点や考え方が確保され、社会情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会を生み出すとともに、あらゆる人が暮らしやすい社会の実現につながります。

現状と課題

■ 附属機関等の女性委員比率の状況

本市の附属機関等における女性委員の割合は、平成24（2012）年に「新潟市附属機関等への女性委員の登用促進要綱」を制定して以来増加し、令和6（2024）年は42.7%となりました（図3－2－1）。

市の政策は市民生活に大きな影響を与えることから、今後も引き続き女性の市政への参画促進に取り組み、社会の構成員の半分を占める女性の意見を十分に反映し、市民満足度の高い市政を実現していく必要があります。

図3－2－1　附属機関等の女性委員の割合

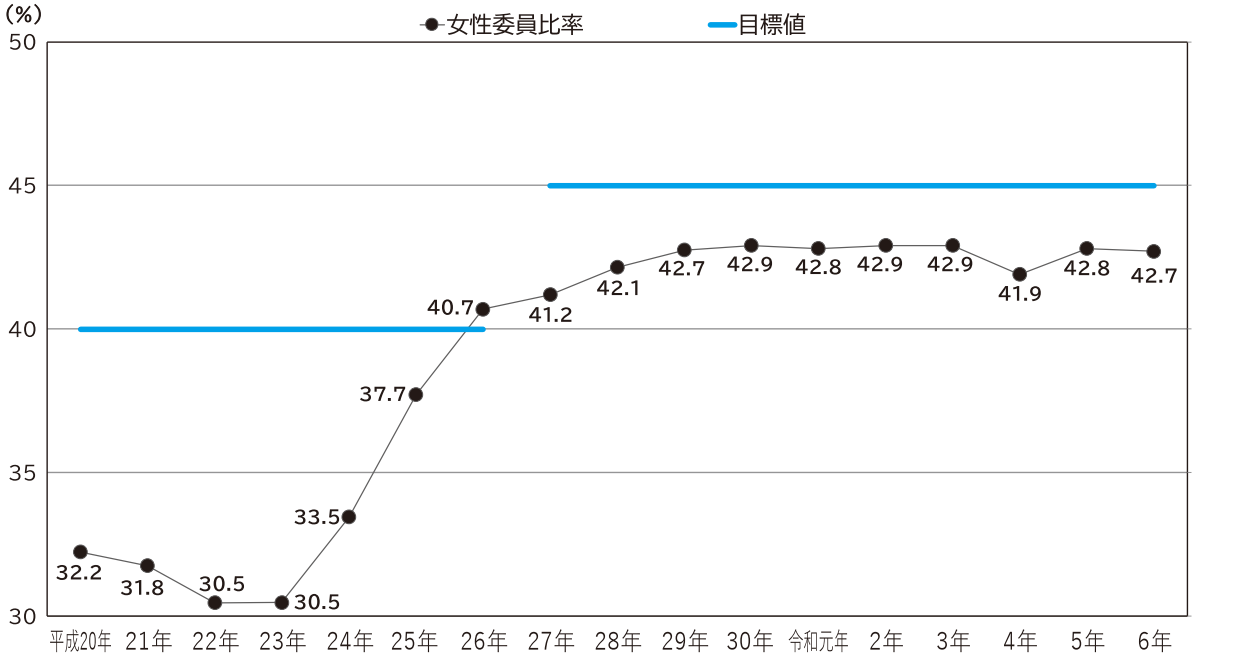

資料：新潟市

■ 市女性職員の登用状況

市役所においては、課長以上の管理職の女性割合は、20.6%（図３－２－２）、学校現場においては市立学校の校長の女性割合は小学校で 19.0%（図３－２－３）、中学校で 7.1%（図３－２－４）となっています。今後も管理職への女性登用を進めるため、「新潟市特定事業主行動計画」や「新潟市教育委員会特定事業主行動計画」に基づき、職域拡大・計画的育成とキャリア形成支援を行う必要があります。

図３－２－２　市職員の管理職（課長以上）における女性の割合

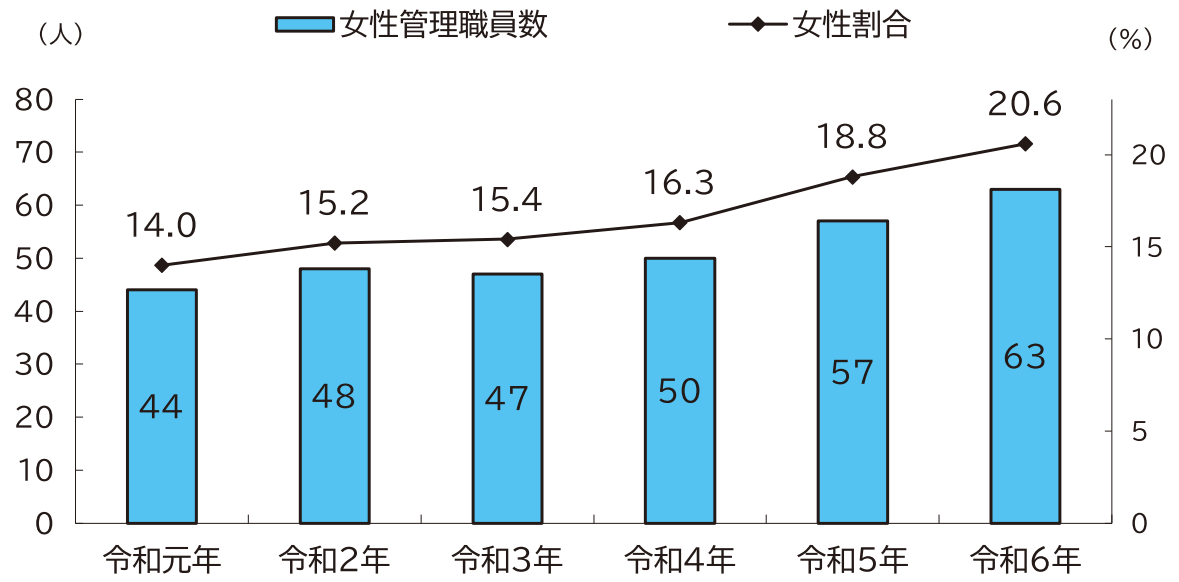

資料：新潟市

図３－２－３　市立小学校における校長・教頭の女性割合

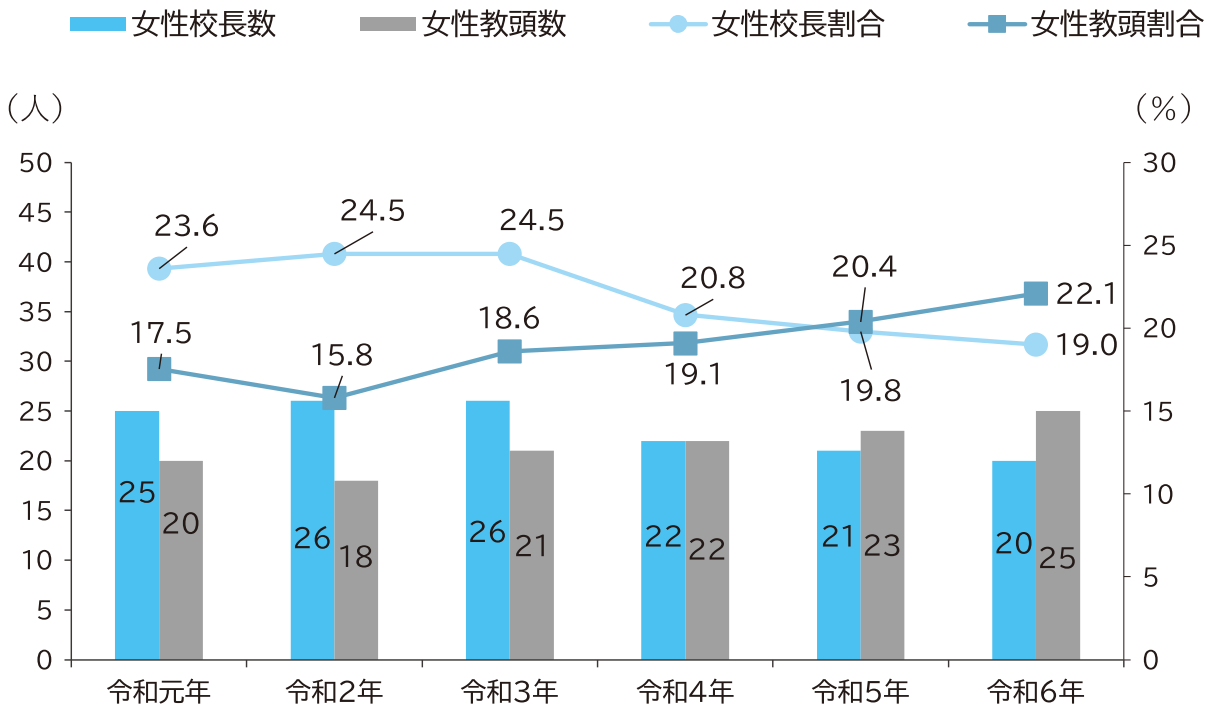

資料：新潟市

図３－２－４　市立中学校における校長・教頭の女性割合

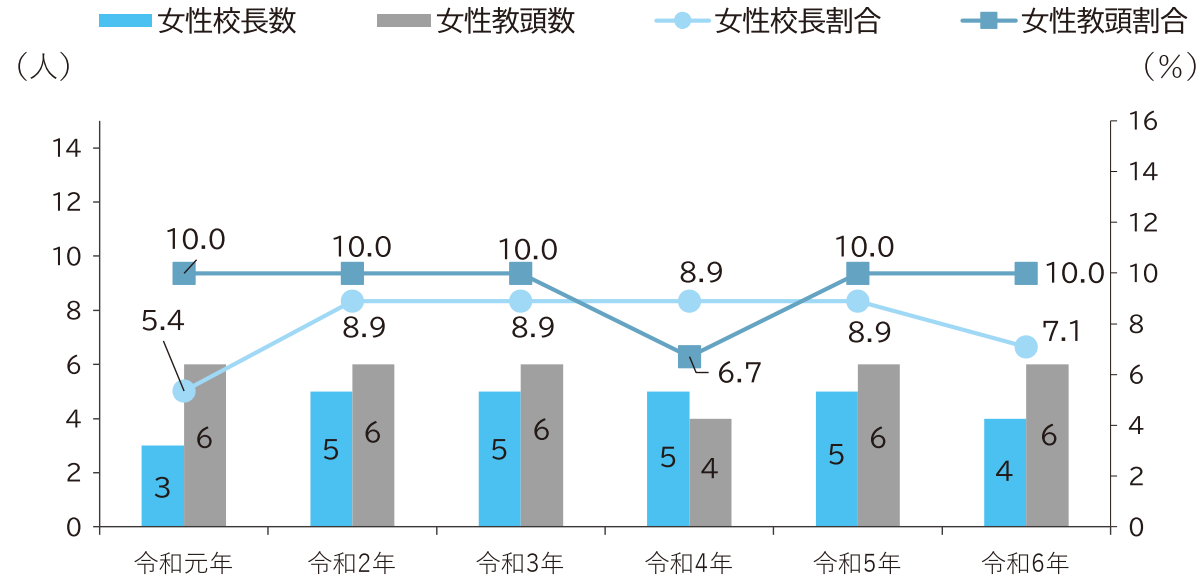

資料：新潟市

■ 働く場における意思決定の場への女性の参画状況

令和２（2020）年国勢調査によれば、働く場における本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は14.0%と全国平均（15.7%）や政令市平均（16.4%）と比べると低いうえ、全国的にも平成27（2015）年よりも低くなっており、管理職への女性の登用は依然として進んでいないのが現状です（図３－２－５）。

「基礎調査」において「女性のリーダーを増やすときにさまたげとなるもの」として挙げられた仕事と家庭の両立の難しさの解消に向けて取組を進めるほか、企業においては、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、女性が活躍できるよう人材育成や積極的な登用なども必要です。また、女性自身も管理職として働くことを視野に入れてキャリア形成できるよう、女性のエンパワーメントを推進していく必要があります（後掲図３－３－５）。

図３－２－５　管理的立場にある女性の割合

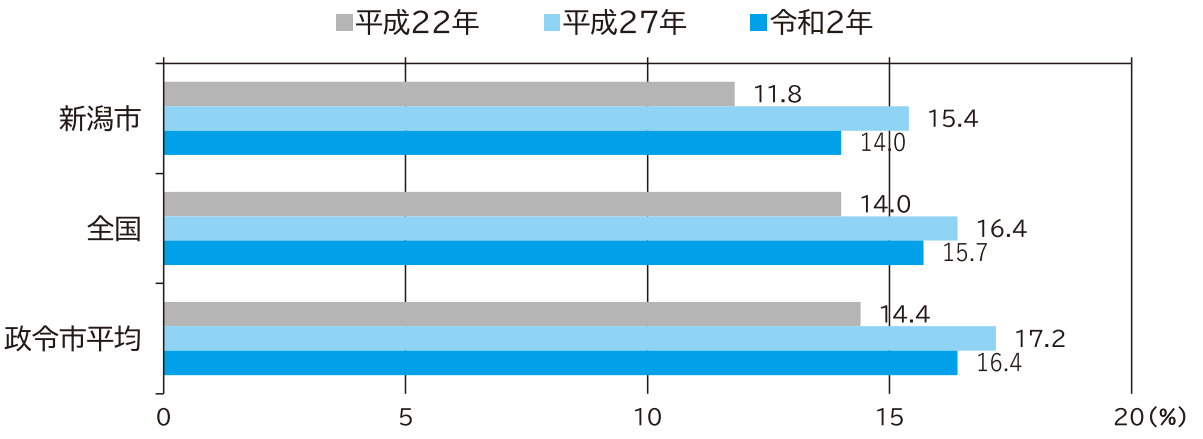

資料：総務省「国勢調査」

■ 地域社会等における意思決定の場への女性の参画状況

「基礎調査」では、地域社会（自治会・町内会など）における男女の地位の平等感は33.4%で、令和元（2019）年の前回調査（29.1%）よりも高くなっています。（前掲図３－１－２）しかし、市内99の地域コミュニティ協議会のうち女性の会長は４人、自治会長・町内会長における女性の割合は7.1%（令和６年度）となっており、地域活動で女性が果たしている役割に比べ、役員への女性の参画が極端に少ない状況にあります。

地域社会においても女性の登用を進め、男女共同参画の視点を確保することが重要です。

また、新潟市の市議会議員に占める女性議員の割合は令和７年10月現在で16.0%です。「基礎調査」では、政治の場において、男女の地位が平等だと考える人の割合が12.8%で、66.5%の人が男性の方が優遇されていると答えています（前掲図３－１－２）。政治に多様な意見を反映させる観点から、政治分野においても男女共同参画を推進することが重要です。

■ 防災における男女共同参画

災害時には、平常時における性別による固定的な役割分担意識を反映した家事や育児、介護等の家庭責任の女性への集中や、性被害などの課題が一層顕著になって現れます。防災対策の推進に関しては、新潟県中越地震（平成16（2004）年）、新潟県中越沖地震（平成19（2007）年）、東日本大震災（平成23（2011）年）、能登半島地震（令和６（2024）年）などの大きな地震の経験を経て、女性の視点の重要性が強く認識されるようになりました。災害時において、性別役割分担意識によりどちらかの性別に過度な負担が生じることのないよう、日頃から男女共同参画の視点を共有することが重要です。

「基礎調査」では、「男女共同参画の視点で考えたときの災害対応」として、「女性への配慮を盛り込んだ避難所運営マニュアルの作成」（49.4%）や「男女共同参画の視点を取り入れた防災の研修・講座の実施」（35.8%）が必要と答えた人の割合が高い結果となりました（図３－２－６）。

本市でも、災害時における避難所の運営のほか、防災に係る計画やマニュアルの策定など、あらゆる防災施策において男女をはじめ多様な視点等に配慮するとともに、男女のニーズの違いを理解し、女性が地域の防災体制に参画したり防災リーダーを担えるよう育成を進めています。

今後も大規模災害が発生する可能性があることを見据えてこれらの取組を継続し、平常時においても、防災に関する政策・方針決定過程の段階から女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の整備を進めることが必要です。

図３－２－６　男女共同参画の視点での災害対応として必要なこと

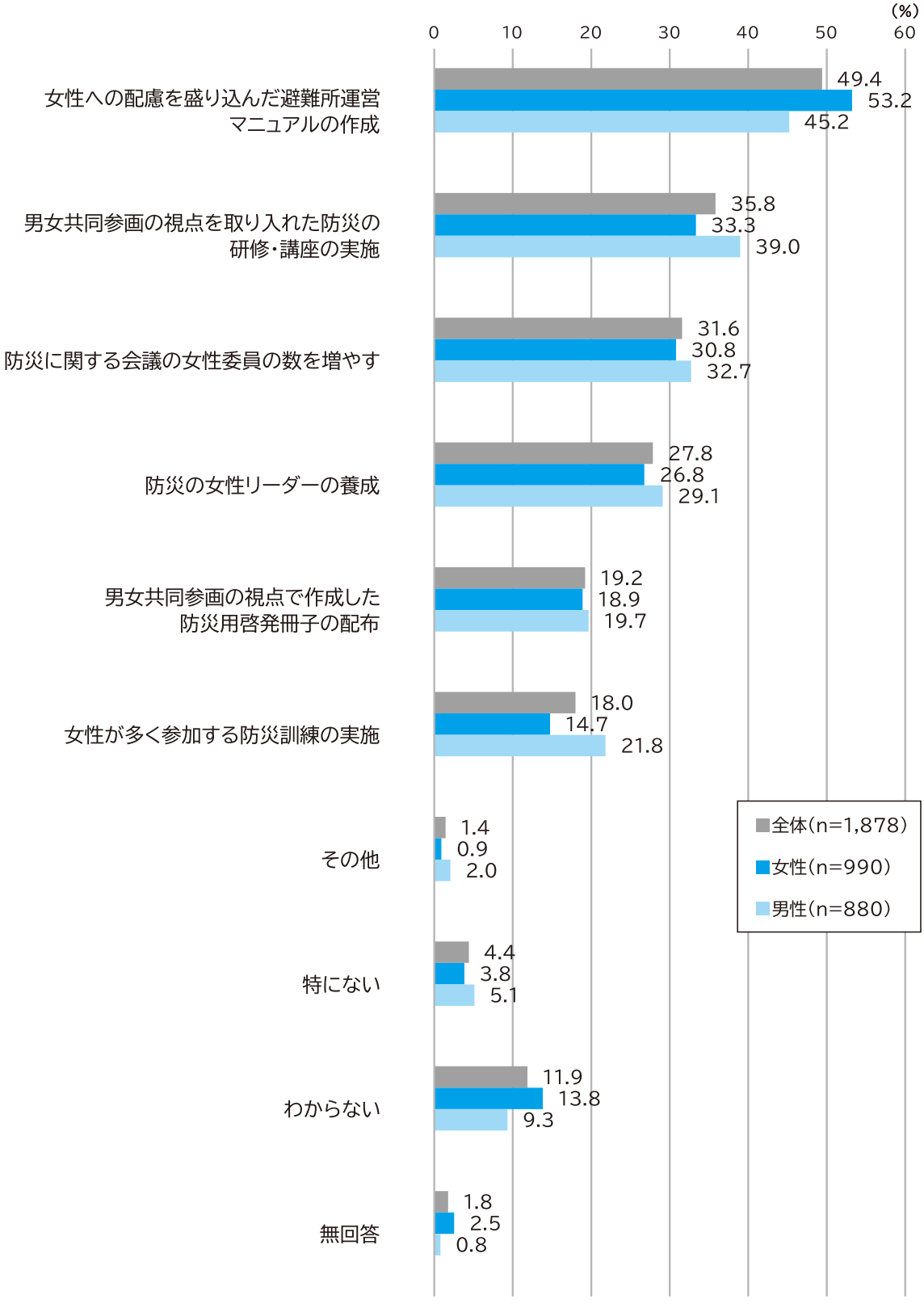

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

具体的取組

(1) 市の政策・方針決定過程への女性の参画の拡充

① 附属機関等委員への女性の参画の拡充

ア　附属機関等への女性の参画を推進するため、委員改選期には、委員の推薦母体となっている団体等へ女性委員推薦を働きかけ、進行管理を徹底します。(男女共同参画課、行政経営課、関係課)

イ　積極的に附属機関等の委員として公募に応じる女性を増やすため、機会を捉えて啓発を行います。(男女共同参画課)

ウ　市事業への協力などの機会に女性の人材情報を幅広く収集し、活用に努めます。(男女共同参画課)

エ　行政委員会への女性委員の参画を進めます。(関係課)

② 市女性職員の管理職等への登用推進

ア　能力開発やキャリア形成のための研修の実施及びキャリア開発を重視した人事異動などにより人材育成・能力開発の促進を図ります。(人事課)

イ　意欲ある職員の能力発揮を促進するため、係長への女性登用を推進するとともに、管理職にふさわしい能力を持つ職員の登用を進めます。(人事課)

ウ　市立学校において主任層への女性の登用を進めるほか、女性が管理職を目指しやすい環境を整え、管理職選考検査の女性受検者の増加を図るなど管理職等への登用を推進します。(学校人事課)

(2) 企業・団体・地域等における女性の登用促進

① 企業・団体・地域等への女性の参画拡大についての啓発

ア　女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

目標3(1)②イ再掲

イ　各種の認定制度や表彰制度等を活用し、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へ入札等におけるインセンティブを付与します。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課、契約課、技術管理課) 目標3(2)①ア再掲

ウ　自治会・町内会等の地域団体における方針決定過程への女性の参画拡大について、啓発や働きかけを行います。(男女共同参画課、市民協働課、区役所地域(総務)課)

エ　政治分野における女性の参画状況や女性の政治参画の重要性・意義について情報提供や啓発、教育に努めます。(男女共同参画課、学校支援課)

② 女性のエンパワーメントの推進

ア　女性の参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。(男女共同参画課)

（3）防災における男女共同参画の推進

①　男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の構築

ア　地域の防災活動での男女共同参画を推進します。（消防局警防課、防災課）

イ　災害時の避難所運営等において、男女をはじめ多様な視点等に配慮した運営となるよう本市の避難所運営マニュアルなどを活用し、啓発や働きかけを行います。（防災課、男女共同参画課）

ウ　男女のニーズの違いなど、多様なニーズに配慮した備蓄を推進します。（防災課）

エ　災害時における男女共同参画推進センター「アルザにいがた」の役割として、関係機関・団体と連携し、女性のための相談窓口を可能な限り継続します。（男女共同参画課、防災課）

②　防災体制における女性の参画拡大

ア　新潟市防災会議における女性委員の増加や、地域の自主防災組織における女性の参画拡大など、防災体制への女性の参画拡大について啓発や働きかけを行います。（防災課、男女共同参画課）

目標３　働く場における男女共同参画の推進

人口減少、少子・超高齢社会の進展をはじめとする時代の大きな変化の中で、持続可能な地域社会を実現するためには、性別にかかわらずその能力を十分に発揮できる社会づくりが不可欠です。

雇用の分野において男女が対等な立場で働くための法整備は進んでいますが、性別による固定的な役割分担意識を背景に、家事や育児、介護等の家庭責任の多くを女性が担っている実態により、女性が個性と能力を十分に発揮することが困難な状況にあります。

働く場において、男女の均等な機会と待遇を確保し、女性が活躍できるように、また一人ひとりが価値観やライフスタイルに応じて働き方を選択できる環境づくりを進める必要があります。

現状と課題

■働く場での男女格差の是正

本市における女性の就業者数は増加傾向にあり、令和２年では、就業者全体の46.3%が女性となっています（図３－３－１）。

また、本市の男女別正規雇用従業員割合は男性の79.8%に対して、女性は47.3%となっています（図３－３－２）。さらに、男性労働者を100とした場合の女性労働者の賃金は76.0となっていて、依然として男女間で格差があります（図３－３－３）。

非正規雇用は、多様な就業ニーズに応える一方、男性に比べ女性が多く、男女間の待遇面の格差や女性の貧困の一因になっているという問題もあります。

正規雇用労働者と非正規雇用労働者との間の不合理な待遇差の解消や、希望に応じた正規雇用労働者への転換などを通じて、女性の経済的自立を図ることが必要です。

図３－３－１　新潟市における就業者に占める女性の割合

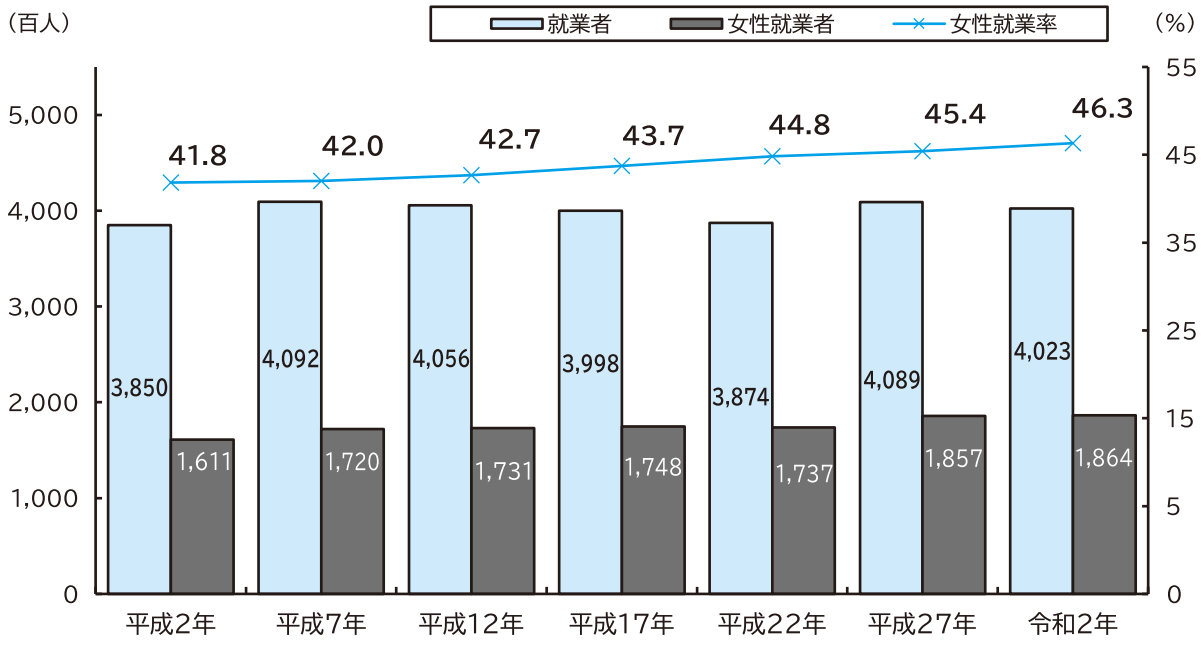

資料：総務省「国勢調査」

図３－３－２　男女別正規雇用従業員割合

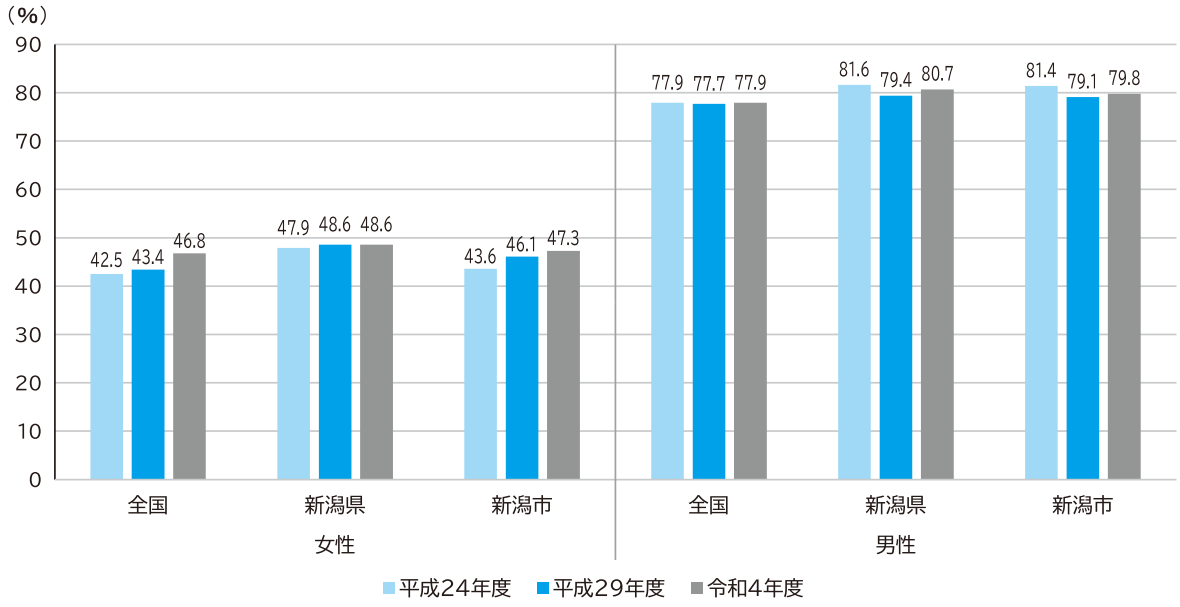

資料：総務省「就業構造基本調査」

図３－３－３　新潟市所定内賃金の男女格差

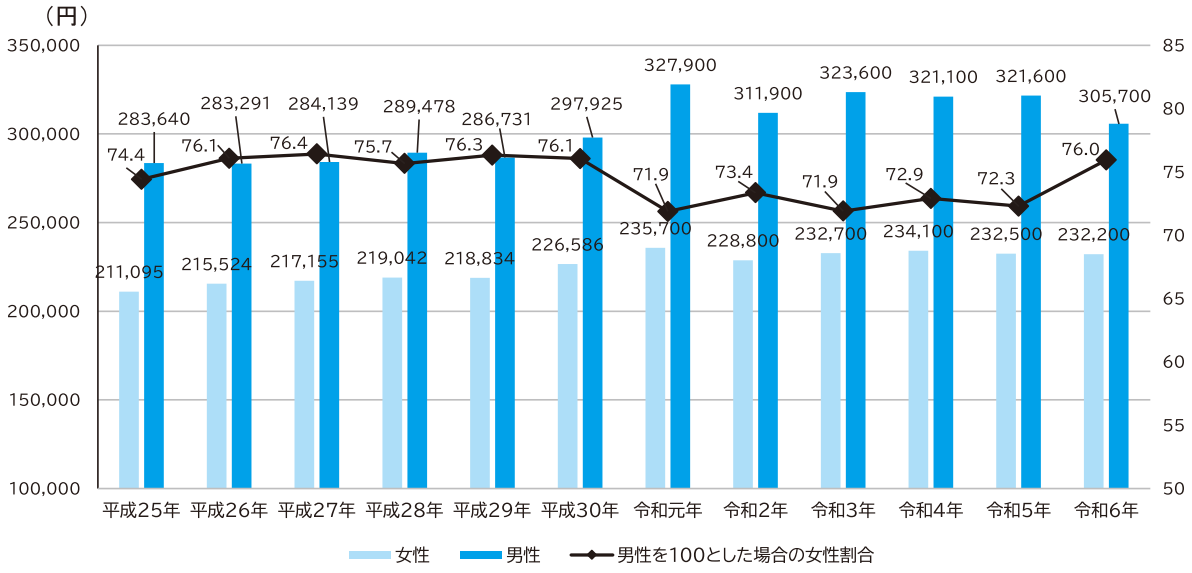

資料：新潟市「新潟市賃金労働時間等実態調査」（平成25～30年）
新潟市「厚生労働省　賃金構造基本統計調査　新潟市の概況」（令和元年～５年）

■ 就労を希望する女性が働き続けるための環境整備

本市における女性の年齢階級別労働力率は、妊娠・出産・子育て等のため30歳代から40歳代に一時的に下がるいわゆる「M字カーブ」を描いているものの、全国と比べてそのM字の谷は浅く、30歳代後半でも８～９割の女性が就業しています（図３－３－４）。

妊娠・出産・子育て・介護を抱えながら就労を希望している女性が働くためには、職業能力開発やキャリア形成の機会を得ながら個性と能力を発揮し、希望に応じた働き方を通じて仕事と家庭を両立できる環境を整備する必要があります。

また、育児・介護等により一時離職した人への再就職の支援も必要です。

図３－３－４　女性の年齢階級別労働力率

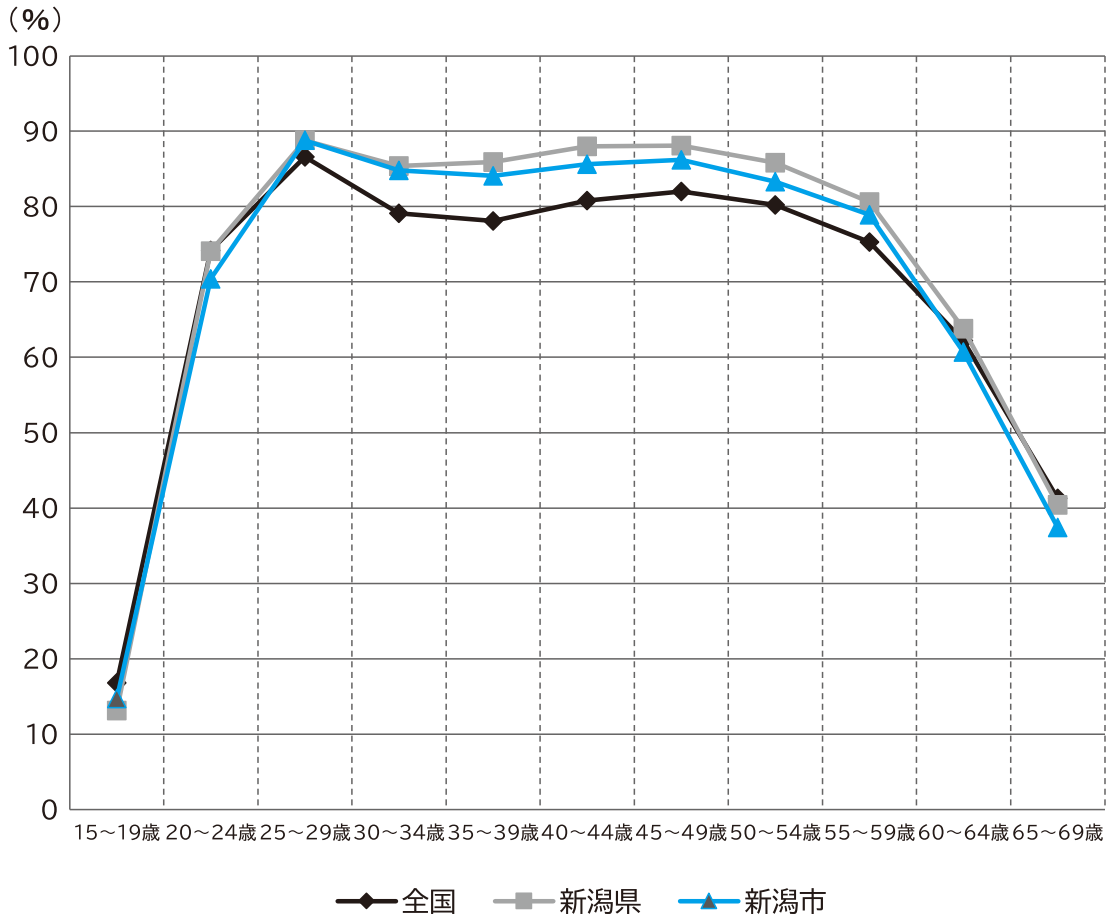

資料：総務省「国勢調査」（令和２年）

■ 管理的立場への登用を促進するうえでの障壁

本市の管理的職業従事者に占める女性の割合は14.0%と全国平均や政令市平均と比べると低く、管理職への女性の登用はまだ進んでいないのが現状です（前掲図３－２－５）。

「基礎調査」によると、「女性のリーダーを増やすときにさまたげとなっているもの」について、女性の回答だけでみると、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」（50.0%）と答えた割合が最も高く、夫や家族の協力によりリーダーに挑戦する意欲が向上する可能性を示唆しています。

また、全体でみても、「保育・介護・家事などにおける夫などの家族の支援が十分ではないこと」（44.8%）が最も高く、次いで「保育・介護の支援などの公的サービスが十分ではないこと」（39.5%）、「長時間労働の改善が十分でないこと」（31.6%）となっており、仕事と家庭の両立の難しさの解消に向けて取り組み、意欲ある女性がリーダーに挑戦できるよう環境を整備する必要があります。（図３－３－５）

図３－３－５　女性のリーダーを増やすときにさまたげとなっているもの

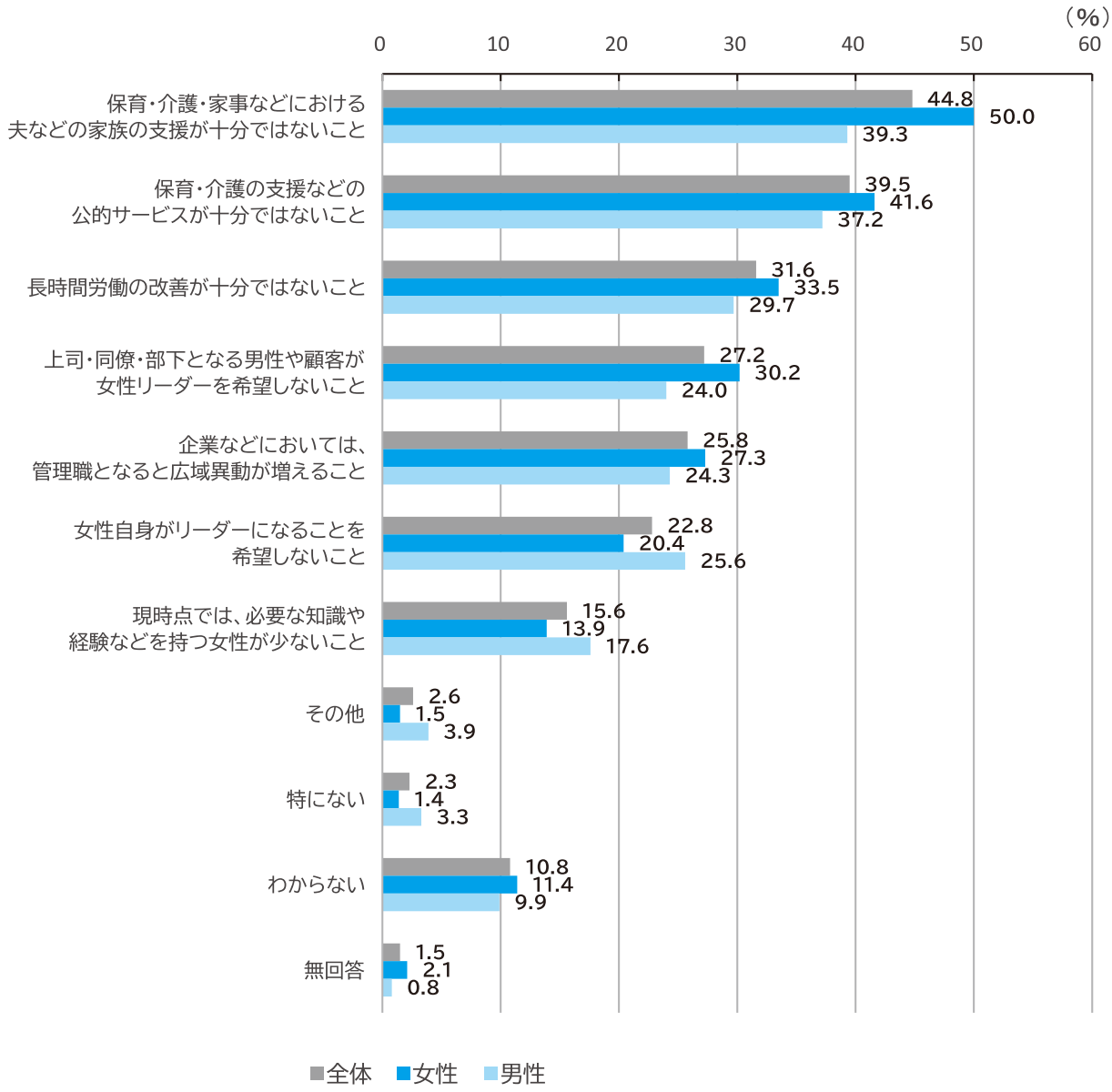

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

■ 企業における男女共同参画の自主的な取組の促進

企業においては、男女の均等な機会と待遇の確保を推進するとともに、育児や介護等で厳しい時間制約のある労働者を含む全ての労働者が、当たり前にキャリア形成を行い十分な能力を発揮できるよう、これまでの働き方に関する意識を大きく変え、長時間労働を前提としない仕事と生活の両立の実現に向けた働き方の構築、時間当たりの生産性の重視、人事評価への反映、人材育成等の取組が必要です。

男女共同参画の推進に積極的に取り組む企業に対しては、インセンティブの付与や公共調達を通じた取組の後押しが必要です。

取組が進んでいない企業に向けては、男女共同参画を推進したり働き方を改革するためのノウハウや各種支援制度、先進企業での事例などを発信し、企業の実態に応じた取組を促すことが必要です。

また、女性活躍推進法に基づき、地方公共団体の責務として、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、これを行うことが必要です。

■ 女性の個性と能力の発揮への支援

性別にかかわりなく、それぞれの個性や能力を最大限に発揮しながら、自立して生きていくことができるようにするためのキャリア教育の取組のほか、女性の参画が少ない分野における就業の支援が必要です。

女性の参画が進んでいない分野に人材を呼び込むためには、女性が働きやすい環境を整備していくことが重要であり、女性が方針策定・経営に参画し、女性の声を反映させていくことが必要です。

今後、一人ひとりが職業生活においてもその個性と能力を十分に発揮できるよう、仕事と生活との両立が可能となる再就職や起業の支援のほか、在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム制度の活用を推進するなど、ライフステージや個別の事情等に対応した多様で柔軟な働き方の実現が求められています。なお、市内事業所における在宅勤務やテレワーク、フレックスタイム制度の導入割合は１割程度という状況です（図３－３－６）。

図３－３－６　市内事業所で採用している支援制度

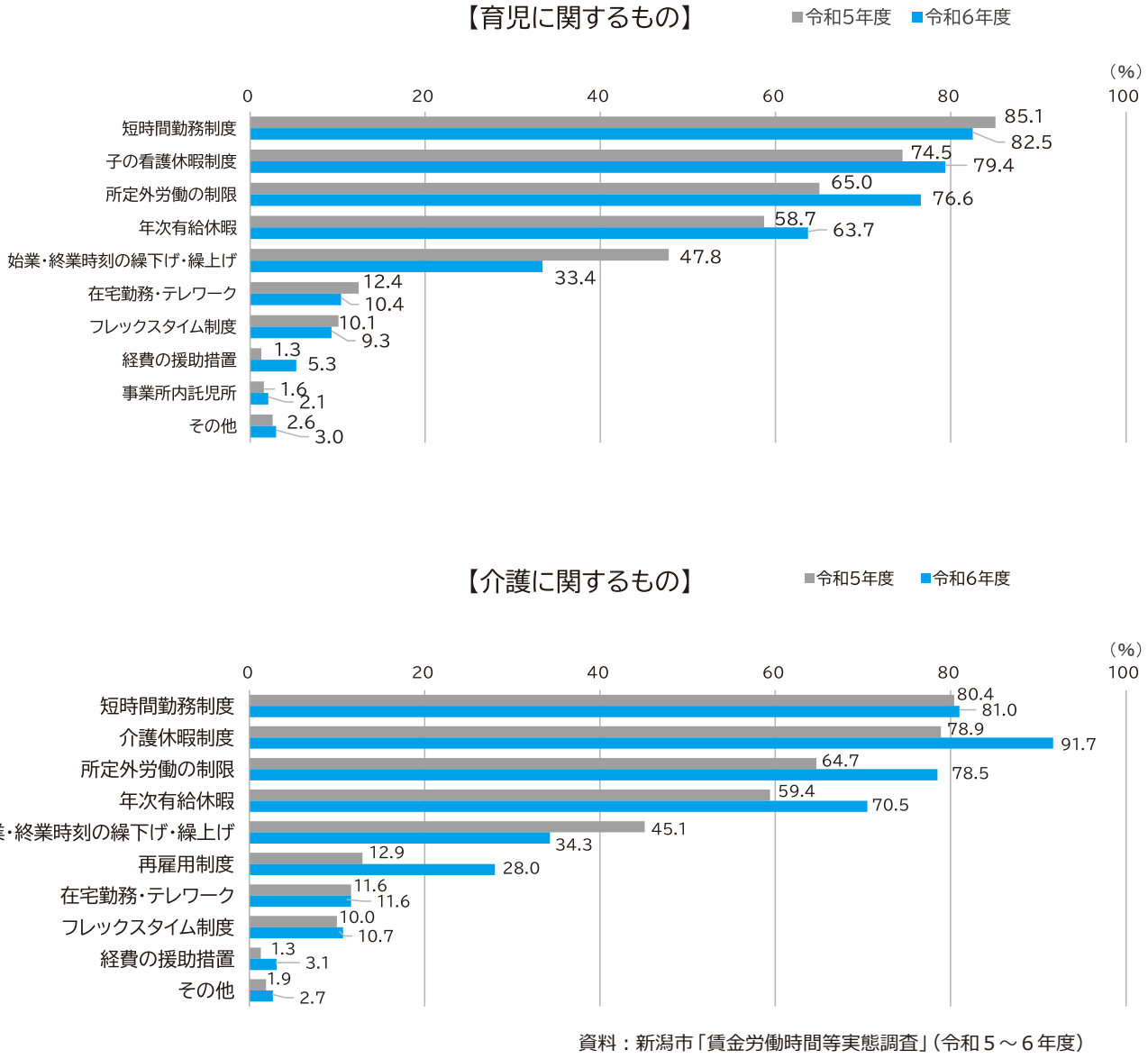

資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」（令和５～６年度）

具体的取組

(1) 労働関係法令や制度の周知・調査、雇用の分野における啓発

① 労働関係法令や制度の周知・調査

ア　男女雇用機会均等法等労働関係の法令や各種制度の内容、労働問題の相談窓口等について専用ポータルサイトなどを活用して周知します。(雇用・新潟暮らし推進課)

イ　定期的に女性労働に関する実態を調査し、改善策を検討します。(雇用・新潟暮らし推進課、男女共同参画課)

ウ　男女共同参画の視点に立った労働観の形成のための講座などを開催します。(男女共同参画課)

エ　各企業が男女共同参画社会の重要性を認識し、主体的に取組を行うよう、情報発信や普及啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

目標１(1) ③ア再掲

② 企業における女性の活躍に向けた取組や情報開示の促進

ア　女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定等の仕組みを活用し、企業における女性の採用・登用や勤続年数の男女差・長時間労働の抑制等に関する目標設定や取組、これらに関する情報開示を促進します。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

イ　女性の参画拡大に向けた取組を促進するため、女性の積極的登用や職域拡大等、ポジティブ・アクション(積極的改善措置)に取り組む企業の先進事例などの情報収集・提供に努めます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

目標２(2) ①ア再掲

(2) 男女共同参画を推進する企業への支援

① 企業に対するインセンティブの付与等

ア　各種の認定制度や表彰制度等を活用し、男女共同参画の推進やワーク・ライフ・バランスの実現に向けて積極的に取り組む企業を評価するとともに、優良企業へ入札等におけるインセンティブを付与します。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課、契約課、技術管理課) 目標２(2) ①イ再掲

(3) 女性の個性と能力の発揮への支援

① 女性の職業能力の開発機会の提供

ア　国や県と連携し、女性の職業生活における参画拡大に向けた自己能力開発のための学習機会を提供します。(男女共同参画課)

イ　国や県と連携し、職業に関する知識や技能習得機会の情報提供と、職業訓練制度や助成制度の周知に努めます。(雇用・新潟暮らし推進課)

ウ　若年者の就業支援のための情報提供をするとともに、様々な機会を捉えて職業観の醸成や職業生活への定着支援を図ります。(雇用・新潟暮らし推進課)

エ　講座の開催等を通じて、女性の職業生活での活躍に向けた情報提供や啓発に取り組みます。(男女共同参画課)

②　再就職や起業の支援

ア　育児・介護等により一時離職した人への再就職を支援するための講座の開催や、企業に離職を防ぐための情報提供などを行います。（男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課）

イ　起業を目指す女性に対し、起業の方法や支援制度について情報提供します。（産業政策・イノベーション推進課、商業振興課、男女共同参画課、中央図書館）

③　女性の参画が少ない分野等における男女共同参画の促進

ア　農業者の家族間で、労働条件や報酬等を文書で取り決め、共同経営者としての女性の地位や役割を明確にし、各世帯員が経営に参画できる家族経営協定の普及促進に努めます。（農林政策課、農業委員会）

イ　建設業などの女性の参画が少ない分野での就業支援や、誰もが働きやすい職場環境の整備を進めます。（契約課、技術管理課、雇用・新潟暮らし推進課、男女共同参画課、関係課）

ウ　男女共同参画の視点を踏まえて、社会的・職業的な自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育を推進します。（学校支援課）

目標１（1）②イ再掲

目標４　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

誰もが充実した生活を送るためには、仕事と家庭生活や地域活動等のバランスを取りながら、ライフステージや個人の状況に応じて多様な生き方を選択できることが大切です。

性別にかかわらず家事・育児・介護等の家庭生活や地域活動における責任を果たしながら、職場においても活躍できる社会の実現のためには、家事・育児・介護等を男女が共に担うべき共通の課題としてとらえ、性別による固定的な役割分担意識の解消と行動の変容を促進し、多様で柔軟な働き方を選択できる環境整備を進めることが必要です。

現状と課題

■ 長時間労働の是正と職場風土の改革

仕事と家庭生活や地域活動の位置づけについて、「基礎調査」では、「家庭生活や地域活動と仕事を同じように両立させる」と考える人は、29.9%（女性33.1%、男性26.5%）で、令和元（2019）年の前回調査と比較すると、約７ポイント減少しました。「家庭生活や地域活動よりも、どちらかといえば仕事を優先させる」という人は27.1%（女性19.3%、男性35.9%）と、前回調査と比較すると、ほとんど変化がありませんでした（図３－４－１）。

また、共働き世帯で平日に家事・育児・介護に従事する時間は、女性の294分に対し、男性は110分となっており、前回調査から差が小さくなっているものの、依然として女性により多くの負担がかかっている状況であり、この大きな差を縮小していかなければなりません（図３－４－２）。

図３－４－１　仕事と家庭生活や地域活動などの位置づけ

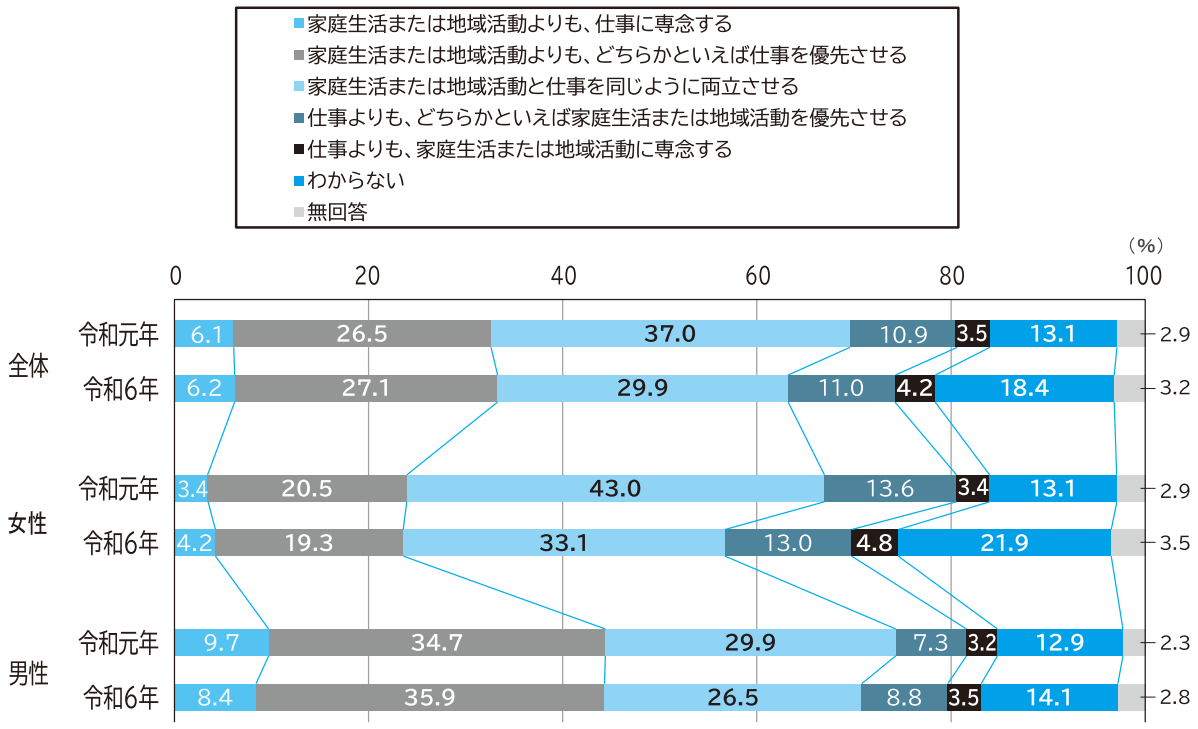

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

図３－４－２　共働き夫婦の家事・育児・介護平均時間の格差

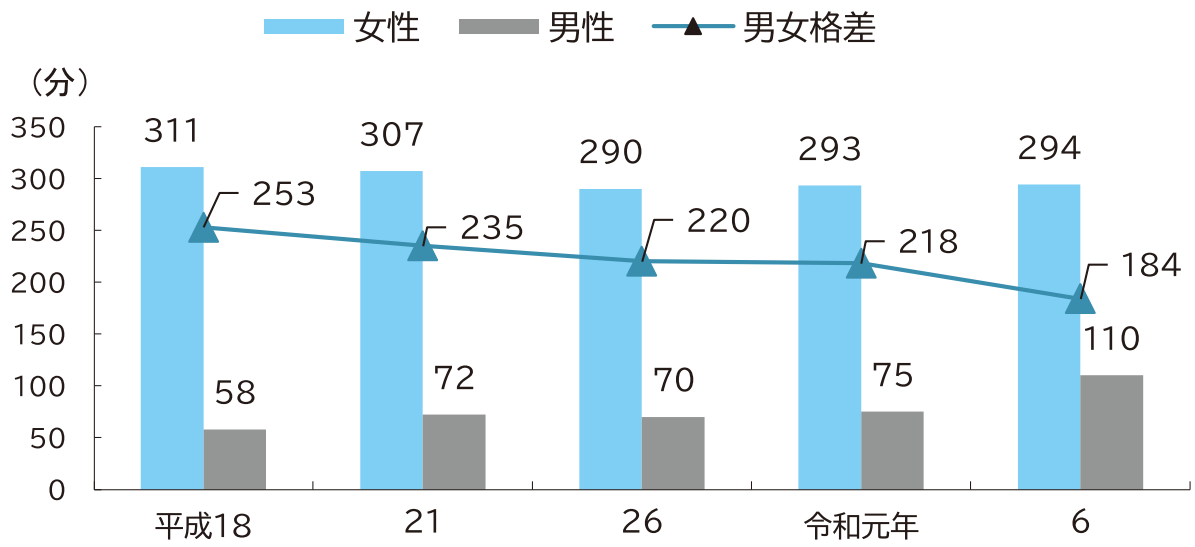

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

本市内の事業所における育児休業制度を利用した女性労働者は94.5%、男性労働者は52.6%という状況です（図３－４－３）。男性が家事・育児を担い、その後も主体的に子育てに携われるよう、制度の活用、とりわけ男性が育児休業を取得しやすい環境づくりが求められています。

また、介護休業制度を利用した人のうち、女性労働者は65.0%、男性労働者は35.0%という状況です（図３－４－４）。平成27（2015）年社会生活基本調査によれば、女性介護者の50.7%、男性介護者の66.0%が働きながら介護をしており、今後も増加することが見込まれます。

図３－４－３　育児休業制度利用者数

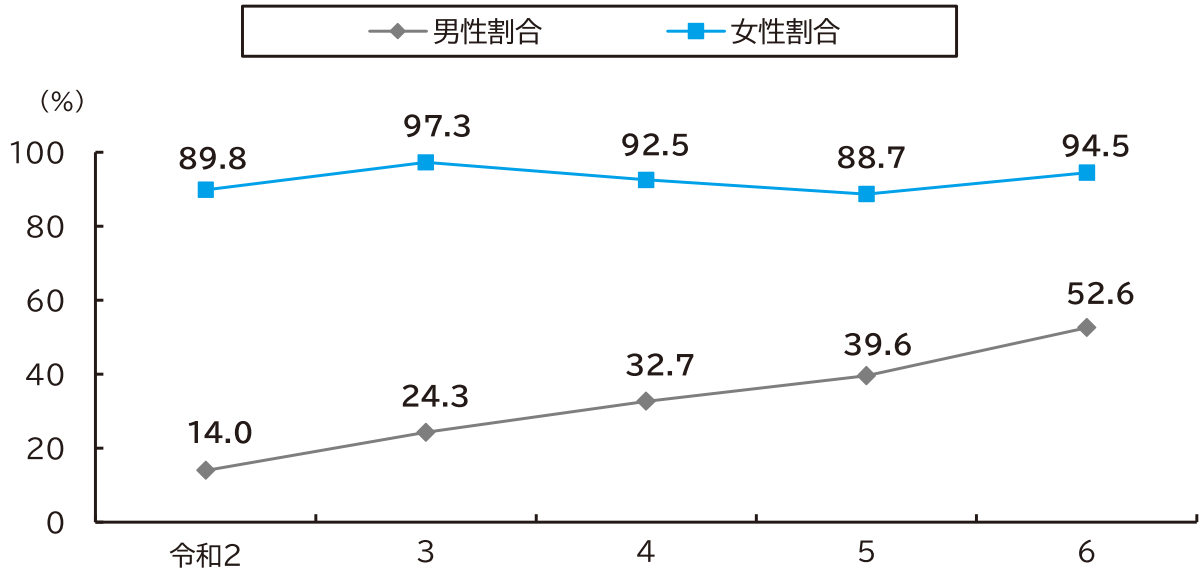

資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」

図３－４－４　介護休業制度利用者数

区　分	利用者計		男性		女性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	*111*	*(100.0%)*	*54*	*(48.6%)*	*57*	*(51.4%)*
規模計	**40**	**(100.0%)**	**14**	**(35.0%)**	**26**	**(65.0%)**
中小企業	27	(100.0%)	11	(40.7%)	16	(59.3%)
大企業	13	(100.0%)	3	(23.1%)	10	(76.9%)

（注）（ ）内は全体に占める割合

資料：新潟市「賃金労働時間等実態調査」（令和６年度）

長時間の勤務により、男性が地域や家庭に活躍の場を広げることを望んでいても、叶っていない場合もあると考えられます。

長時間労働を前提とした従来の働き方や、休暇・両立支援制度等を利用しづらい職場の環境・風土を改善し、男性の家事・育児・介護等への参画をより一層推進する必要があります。

さらに、家事・育児・介護等の経験を得ることは、マネジメント力の向上や多様な価値観の醸成などを通じ、職務における視野が広がるなど、一人ひとりのキャリア形成にとっても有益であることを、男性にも周知していくことが大切です。

加えて、時間を有効に活用でき、場所の制約を受けないテレワークをはじめとした多様で柔軟な働き方等を通じて、ワーク・ライフ・バランスを実現することにより、企業にとっても人材確保や定着、労働生産性の向上につながることを理解し、積極的に職場環境づくりを進めていくことが極めて重要です。

■ 仕事と家庭生活の両立に向けた子育てや介護等の環境整備

女性の職業と生活設計について、「基礎調査」では、「結婚や出産の後も仕事を続ける方がよい」と考える人は、直近の調査結果では51.6%と令和元年調査と比べると約10ポイント上昇し、「出産をきっかけとして一時家庭に入り、再び職業を持つ方がよい」と考える人は、直近の調査結果では30.1%と令和元年調査と比較すると10ポイント近く減少しており、就業継続する方がよいと考える人が増えています（図３－４－５）。

また、女性が職業を持ち続けていくうえで課題になると思うことについては、「家事や育児・介護との両立が難しい」（69.8%）、と回答した割合が最も高く、家事や育児・介護等にかかる負担が仕事を継続するうえでの課題となっていることから、仕事と家庭生活の両立に向けた環境整備が必要です。その他、回答した割合が高い項目は、「育児休業や介護休業などの制度が十分でない」（35.1%）、「男性に比べて賃金が安く、職種も限られている」（27.3%）、「保育施設の数や内容が十分でない」（22.8%）などとなっています（図３－４－６）。

図３－４－５　女性の職業と生活設計についての考え方

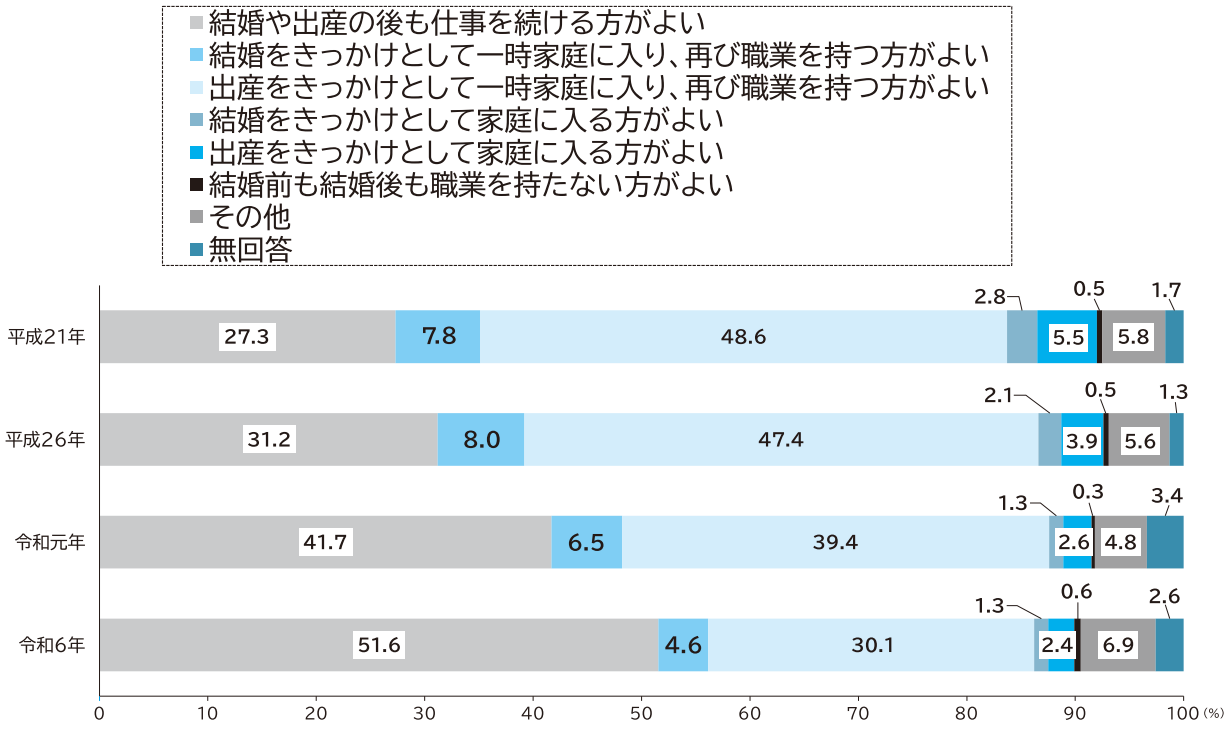

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

図３－４－６　女性が職業を持ち続けていくうえで課題になること

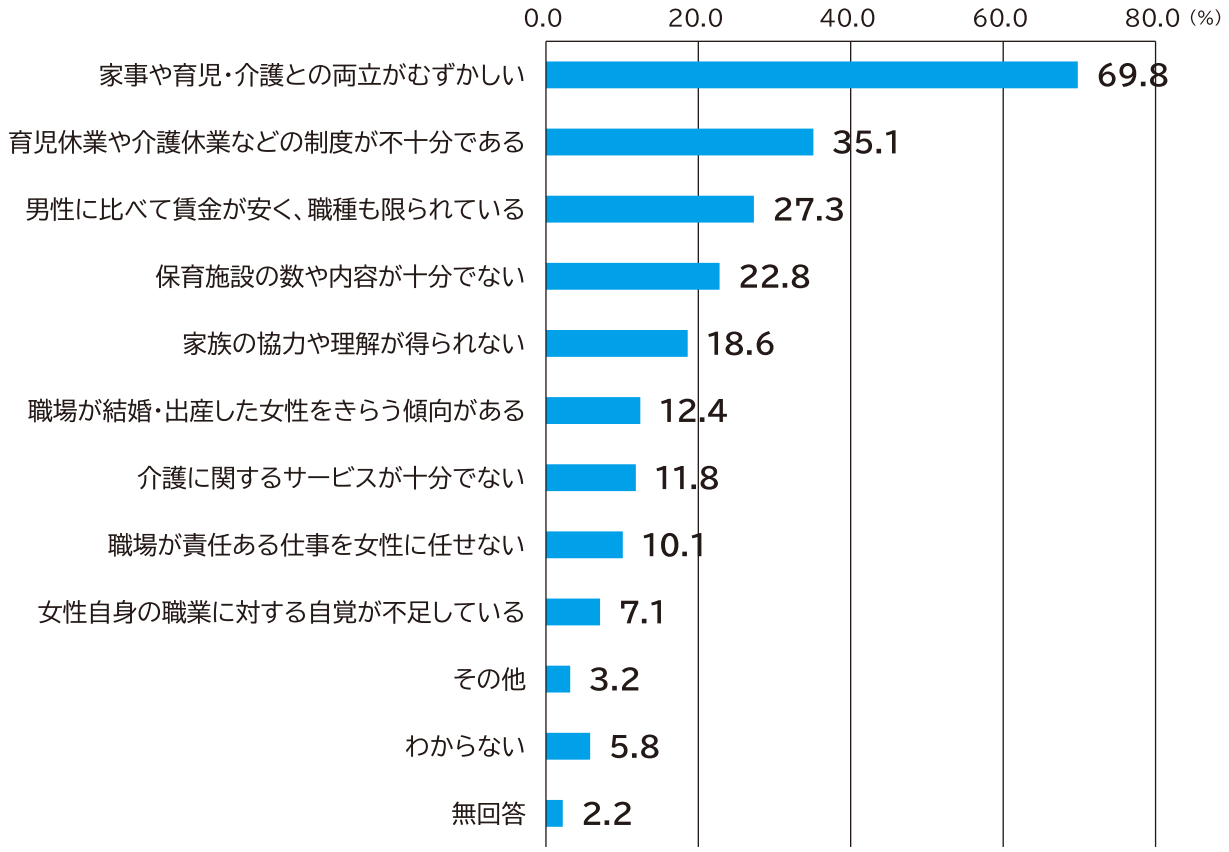

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

政令指定都市における18 歳未満のこどもがいる世帯の共働き率は、本市が79.6%と最も高くなっています。(図３－４－７)。

他の政令指定都市と比べて、女性の職業生活での活躍が進んでいる一方、図３－４－６で見られるとおり、家事や育児・介護と仕事との両立が課題となっています。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和７(2025)年には高齢化率が30.8%となり、令和27(2045)年には38.4%と高齢化率がさらに高まるとともに、高齢者人口がピークに達する見込みです(図３－４－８)。

誰もが安心して子育てや介護をしながら仕事や地域活動に参画していくためには、性別にかかわらず子育てや介護について主体的に関わっていく意識啓発を行いながら、社会全体で支援していく取組が必要です。そのため、継続して多様なニーズに合った保育サービスや介護サービスの充実に努めるとともに、地域全体で子育てや介護を支える仕組みづくりも進める必要があります。

また、経済的に厳しい状況におかれたひとり親家庭に対しては、生活の安定を図るとともに安心して子育てをしながら暮らせるよう総合的な支援を進める必要があります。

さらに、妊娠中の女性労働者への配慮のほか、不妊治療と仕事の両立、病気の治療との両立支援も求められています。

図３－４－７　こどもがいる世帯の共働き率

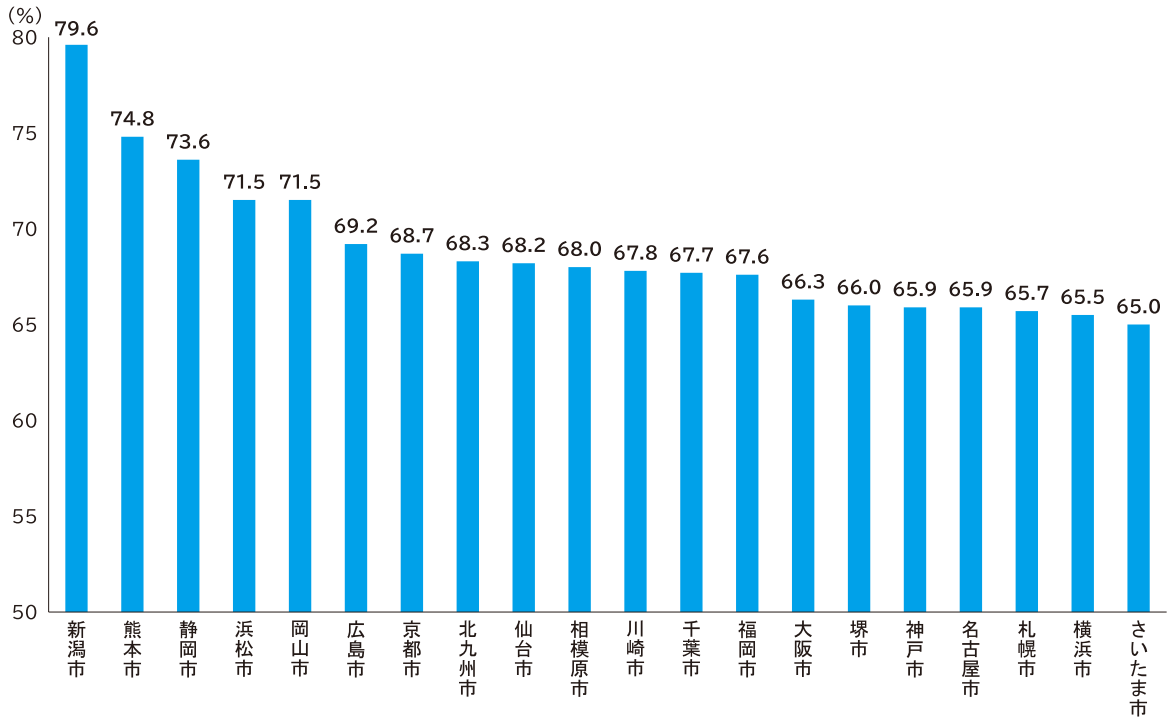

資料：国勢調査(令和２年)

図３－４－８　高齢者人口・高齢化率の将来推移

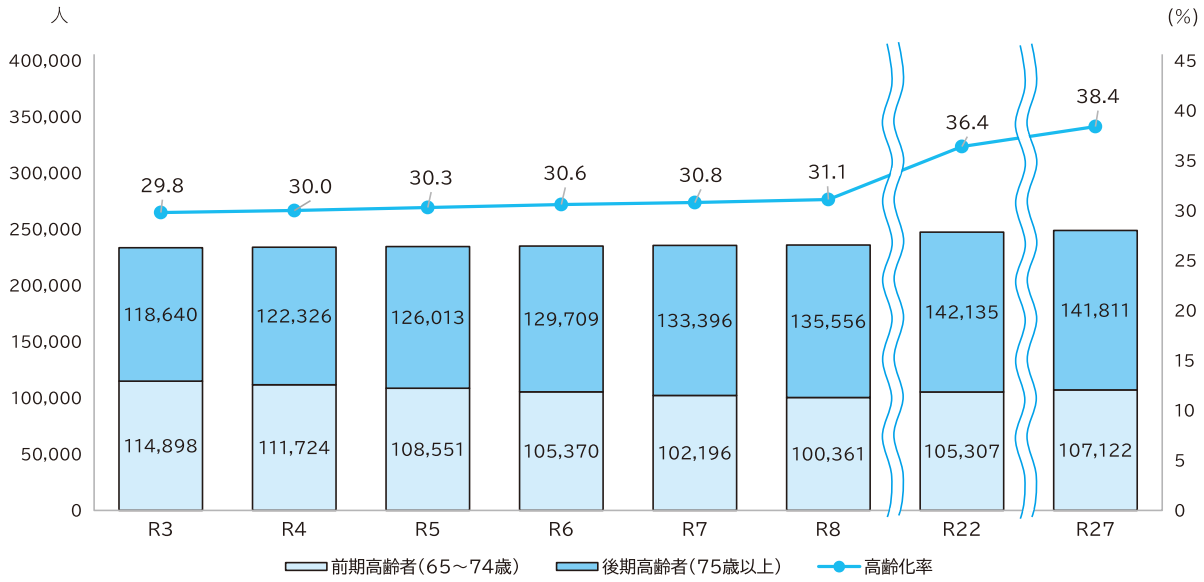

資料：新潟市「地域包括ケア計画」(令和６年)

■ ハラスメントのない職場の実現

ハラスメントは、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける、あってはならない行為であり、法改正により、職場におけるハラスメント防止対策が強化されてきました。

本市の民間事業所におけるハラスメントについて「ある」と回答した女性の割合は22.7%となっています（図３－４－９）。

性別を理由とする差別的取扱い、職場におけるセクシュアル・ハラスメントのほか、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに向けて取り組む必要があります。

図３－４－９　職場におけるハラスメントの有無及びそのハラスメントの種類

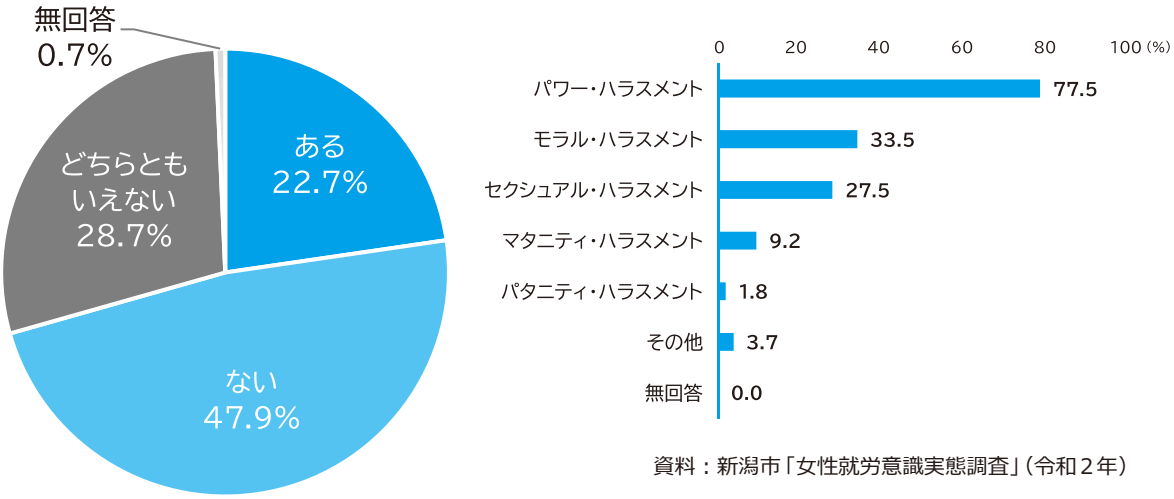

資料：新潟市「女性就労意識実態調査」(令和２年)

具体的取組

(1) 仕事と生活の調和に向けた意識の啓発

① 働き方の見直しに関する啓発

ア　ワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が企業にとってもメリットになることを、事業主に啓発します。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

イ　ワーク・ライフ・バランスの推進について、経済界や労働団体などの関係団体等と情報共有や意見交換等を行う場を設置し、施策を検討していきます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

ウ　多様な生き方・働き方について、様々な機会を捉えて周知・啓発に取り組みます。(男女共同参画課)

② 男女がともに働きやすい職場環境の整備促進

ア　長時間労働の抑制や年次有給休暇の取得促進のための啓発のほか、企業にインセンティブを付与するなど育児･介護休業等の取得しやすい職場環境づくりを促進します。(雇用・新潟暮らし推進課、男女共同参画課)

イ　市役所におけるワーク・ライフ・バランスの取組を推進し、特に男性職員の子育てへの参画を促進します。(人事課)

③ 男性の家庭生活・地域活動への参画促進

ア　これまでの男性の仕事中心の生き方・働き方や、家事・育児・介護等の女性への偏重の見直し、多様な生き方・働き方についての啓発を進めます。(男女共同参画課)

目標１(3) ①ア再掲

イ　男性も家庭生活での責任を分担できるよう、男性の家事・育児・介護等への参画を促進するほか、男性が地域活動に参画するよう学習機会を提供するとともに、男女共同参画の視点を持って地域活動を行うよう啓発します。(男女共同参画課、こども家庭課、生涯学習センター、公民館)

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護等に関する支援

① 子育て支援策の充実

ア　就労する保護者の増加や就労形態の多様化に対応し、子育てと仕事の両立を支えられるよう、延長保育、乳児保育、休日保育、病児保育等各種保育サービスの充実と質の向上に努めます。(幼保運営課、幼保支援課)

イ　放課後児童クラブやこどもふれあいスクール事業等、放課後のこどもたちの安全・安心な居場所の確保の充実に努めます。(こども政策課、障がい福祉課、生涯学習推進課、公民館)

ウ　子育て中の保護者が育児についての不安や悩みを気軽に相談できる体制整備を進めます。(こども家庭課、児童相談所、幼保運営課、幼保支援課、障がい福祉課、保健所健康増進課)

エ　保育付き講座や学習会を開催するなど、子育て中の保護者の社会参画の機会づくりを進めます。(男女共同参画課、公民館、関係課)

②　介護サービス基盤の整備・充実

ア　介護を社会全体で支えていくため、在宅や施設で利用できる介護サービスの充実のほか、地域で安心して暮らせるよう相談支援に取り組みます。（高齢者支援課、地域包括ケア推進課、介護保険課、障がい福祉課）

イ　家族が介護を必要とする状況になったときの不安や悩みを軽減するため、介護についての学習機会や情報提供などの拡充に努めます。また、誰もが認知症になりうることから、認知症の人との接し方など認知症に関する正しい理解を啓発します。（高齢者支援課、地域包括ケア推進課）

③　地域で支える環境づくり

ア　子育てを地域全体で支えていくために、地域の人材や市民団体との連携を図りながら子育て支援のネットワークづくりを進めます。（こども政策課、公民館）

イ　高齢者や障がい者等が住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域での見守り体制の充実に努め、自立を支援します。（高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課）

ウ　ボランティア活動や地域活動等を通じて高齢者の社会参画を促進します。（高齢者支援課、地域包括ケア推進課、福祉総務課）

④　ひとり親家庭等様々な困難を抱える人への支援の充実

ア　ひとり親家庭が安心して子育てし自立した生活が営めるよう、児童扶養手当や医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援や就労に関する支援を行います。また、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関など関係機関と連携しながら、就労に関する支援、住居や日常生活支援など家庭状態やニーズに応じた総合的な支援に努めます。（こども政策課、福祉総務課、区役所健康福祉課、区役所保護課）

イ　母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの生活上の相談に応じ、新潟県・新潟市ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、生活や養育費等自立に向けた相談や支援制度等の情報提供を行います。（こども政策課、福祉総務課、区役所健康福祉課）

（3）ハラスメントのない職場の実現

①　セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止

ア　セクシュアル・ハラスメントのほか、パワー・ハラスメント、職場における妊娠、出産、育児・介護休業、求職者等へのハラスメントやカスタマーハラスメントを防止する環境づくりのため、啓発や相談窓口等の情報提供に努めます。（男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課）

イ　市職員や教職員に対し、各種ハラスメントの防止を周知徹底します。（人事課、学校人事課）目標６（２）①工再掲

目標５　性に関する理解と生涯にわたる健康の確保

男女が、互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しながら、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提となるものです。

健康を享受するためには、心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することが必要です。

女性が自らの性と生殖について自己決定権があり、人生の全ての段階において、身体的にも社会的にも本人の意思が尊重され、自らの意思で選択し、自分らしく生きる権利があることに誰もが留意することが必要です。

性別により、特有の疾患や健康に影響を及ぼす社会的要因の違いがあることを踏まえ、性を正しく理解するための普及啓発のほか、生涯を通じた健康づくりの支援を行います。

現状と課題

■ 性に関する正しい理解の促進

「基礎調査」では、「妊娠や出産など女性の健康と権利に配慮する必要がある」「どちらかといえば配慮する必要がある」と思う人の割合は約９割で、男女ともに高い割合を示しています（図３－５－１）。

また、「女性の健康と権利について、男女が理解し合うために大切なこと」では、「配偶者やパートナー間の話し合い」（67.1%）に次いで、「学校における性教育」（32.5%）、「学校における女性の健康と権利に関する教育」（31.8%）、「女性の健康と権利に関する情報の提供」（25.9%）などとなっています（図３－５－２）。

「性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）」の視点からも、男女が生涯の各段階を通じて、互いに心身の健康について正しい知識を身につけ、尊重し合いながら、将来のライフデザインを描き、的確に自己の健康管理ができるよう支援することが必要です。

若い世代に互いの性を理解し、尊重する性教育を実施するとともに、家庭での理解促進のための学習機会や啓発活動を充実していくことや、性別や妊娠の計画の有無にかかわらず、早い段階から妊娠・出産の知識を持ち、自分の身体への健康意識を高めること（プレコンセプションケア）は、望まない妊娠を防ぐためにも必要です。

図３－５－１　女性の健康と権利についての配慮

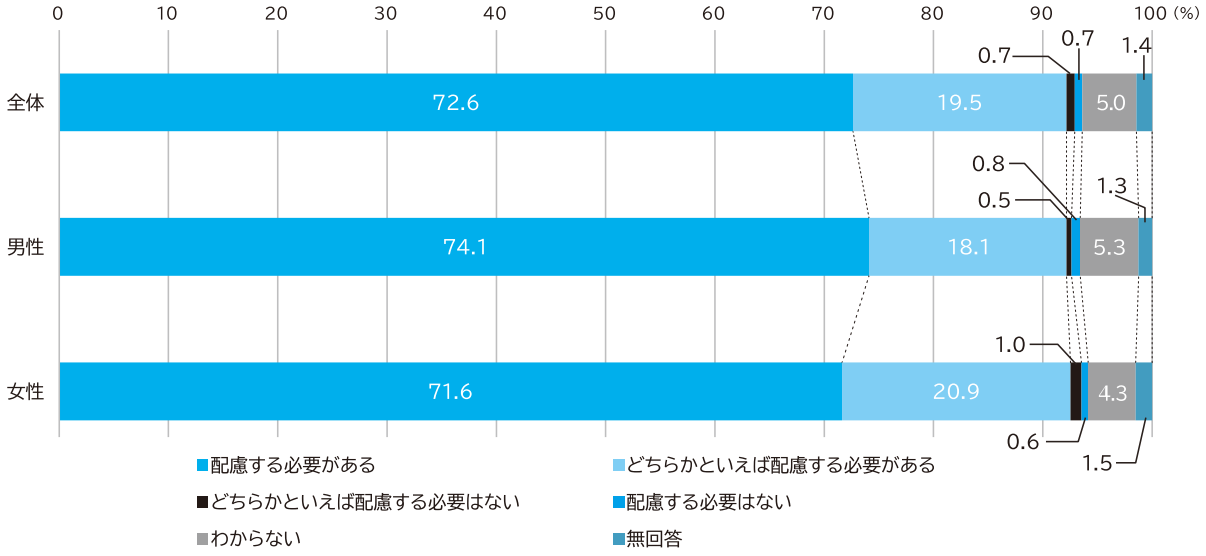

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

図３－５－２　女性の健康と権利について、男女が理解し合うために大切なこと

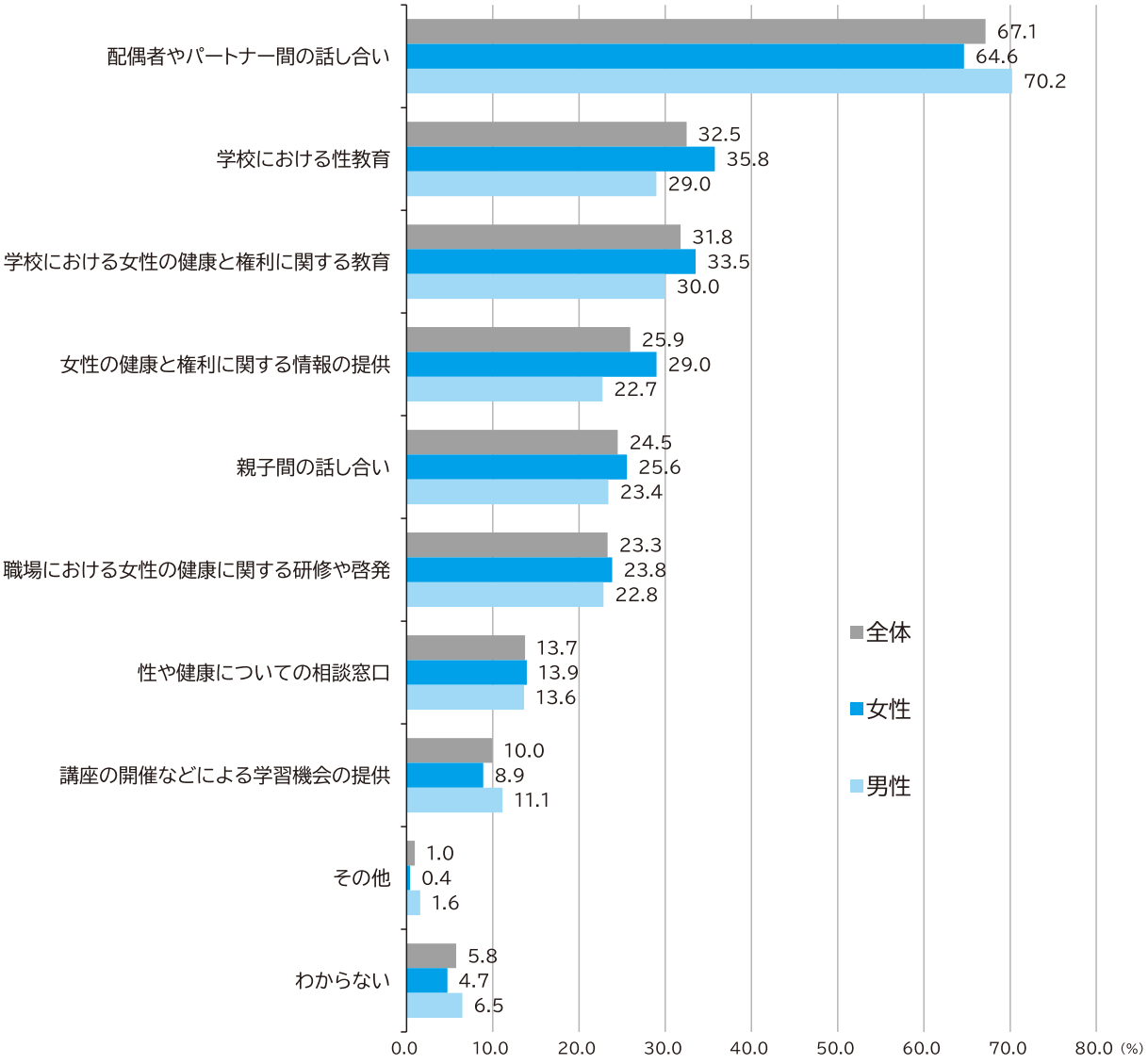

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

■ 生涯にわたる健康の確保

誰もが健康で、より長く元気に活躍できるよう、生涯にわたる健康づくりの推進が重要です。

近年は、女性の就業率の増加や晩婚化等による出産年齢の上昇などを背景に、妊娠・出産に関連する健康リスクや疾患の傾向に変化がみられます。一方で、男性は生活習慣の課題に加え、自殺率が女性よりも高いことが指摘されているなど、性別ごとに異なる健康課題への対応が重要となっています。

また、我が国の就労状況をみてみると、定年の引き上げや定年制の廃止が進んでいるほか、生きがいづくりや経済上の理由などから、高齢者の就業率は上昇しています。今後も希望する全ての人が生き生きと働くことができるよう、それぞれの状況や年代に応じた健康支援が必要となります。

加えて、妊娠・出産・育児に関する相談や保健指導、健診の充実、不妊に対する対応や、がんの早期発見、早期治療のために受診しやすい環境づくりが引き続き求められています。

さらに、次世代への影響が懸念される性感染症、薬物乱用などに対しても取組を進める必要があります。

具体的取組

(1) 性を理解・尊重するための啓発活動の推進

① 性に関する正しい知識と理解についての教育・学習機会の充実

ア 学校において、性に関する正しい理解・尊重のために発達段階に応じた性教育の指導の充実に努めます。(学校支援課、保健給食課)

イ 学校・行政・地域・家庭が連携し、個人が将来のライフデザインを描き、希望が実現できるように性に関する正しい知識と、望まない妊娠や性感染症の適切な予防行動の普及啓発や、相談機関の周知を行います。(こども家庭課、保健所保健管理課、保健給食課)

ウ 若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりについて、デートＤＶ防止セミナー等の啓発事業を行います。(男女共同参画課、学校支援課)

エ 地域において、思春期のこどもと保護者に対し、健康・性・こころの問題についての幅広い知識の普及を図ります。(こども家庭課、公民館)

② 性と生殖の健康と権利に関する自己決定についての啓発活動の充実

ア 男女共同参画推進センター「アルザにいがた」等において、性と生殖の健康と権利に関する自己決定について、正しい理解を促すために、講座の開催や情報提供等により啓発を進めます。(男女共同参画課)

(2) 生涯を通じた健康づくりの支援

① 生涯にわたる健康づくりのための支援

ア 生活習慣病予防や介護予防のため、特定健康診査・特定保健指導、健康教育や健康相談を実施します。(保険年金課、保健所健康増進課、地域包括ケア推進課、保健給食課)

イ がんの早期発見、早期治療を促進するため、各種がん検診を実施します。特に女性特

有のがんである子宮頸がん、乳がんの受診率向上に努めます。また、子宮頸がんワクチン（HPVワクチン）の接種について周知します。（保健所健康増進課、保健所保健管理課）

ウ　HIV／エイズ、性感染症、薬物乱用などについて、地域や学校とも連携して正しい知識の普及・啓発、情報提供を行うほか、安心して相談ができ、検査が受けやすい環境づくりを進めます。（保健所保健管理課、学校支援課、保健給食課）

エ　企業や団体と連携し、働く人の健康づくりに取り組みます。（保健所健康増進課）

②　こころとからだの相談体制の充実

ア　女性のこころとからだ、性に関する専門相談を実施し、問題解決を支援します。　（男女共同参画課）

イ　男性であることで負っている社会的重圧や悩みなどについて、男性相談員による男性向け電話相談を実施するとともに、一人で悩まず相談するよう周知に努めます。（男女共同参画課）目標１（3）②ア再掲

ウ　こころの悩みを抱える人の年代層に応じた相談や普及啓発事業等を行うとともに、自殺対策の推進を図ります。（こころの健康センター）

③　妊娠・出産等に関する健康支援

ア　個人が将来のライフデザインを描き、妊娠・出産等の希望が実現できるよう、妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。（こども家庭課、公民館）

イ　安心・安全な出産のため、妊娠中の保健指導や健康管理、また産後の母体保護を支援し、あわせて経済的負担の軽減を図ります。（こども家庭課、保健所健康増進課）

ウ　育児の不安を解消するための情報提供や男女で互いに協力することの必要性を啓発します。（こども家庭課、公民館）

エ　不妊治療にかかる経済的負担を軽減するため、費用の一部を助成します。　（こども家庭課）

オ　予期せぬ妊娠に悩む若年女性等に対する相談に取り組むとともに、支援を必要としている人に相談窓口が認知されるよう取り組みます。（こども家庭課、区役所健康福祉課）

目標６　個人の尊厳が守られ、安心・安全が確保される社会の実現

配偶者等からの暴力（ＤＶ）や交際相手からの暴力（デートＤＶ）、セクシュアル・ハラスメントなどは、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力は個人の尊厳を害し、対等な構成員として社会に参画する際の障壁となるもので、男女共同参画社会の実現のために克服すべき重要な課題です。

女性は性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により、困難な問題を抱えやすい状況にあります。また、その問題は多様化、複合化し、複雑化しています。これらのことから、女性が安心して暮らすための環境整備を進めることが必要です。

（１）ＤＶの根絶とＤＶ被害者への総合的な支援体制づくり

現状と課題

■ ＤＶを容認しない社会づくりに向けた意識啓発の推進

「基礎調査」では、配偶者等から暴力を受けたことがある人の割合は全体では23.5%で、令和元(2019)年の前回調査と同じポイントであり、約４人に１人が被害を経験しています（図３－６－１）。

本市では、広報紙や講座などにより市民への広報・啓発を行っていますが、ＤＶについての認識を一層深めるため、ＤＶの実態や問題性、ＤＶが犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるということについてあらゆる機会を捉えた啓発が必要です。

配偶者間だけではなく、交際相手からの暴力、いわゆる「デートＤＶ」も問題となっています。若年層へのＤＶ防止の啓発や男女の人権尊重の意識を高める教育・学習は重要であり、学校や民間団体と連携して、引き続き取り組んでいく必要があります。

また、ＤＶ防止及び被害者支援のため、加害者に対する施策も課題となっています。被害者支援の一環として加害者プログラムの推進を図る国の動向などを注視しながら、対応を検討していく必要があります。

図３－６－１　配偶者から暴力を受けたことがある人の割合

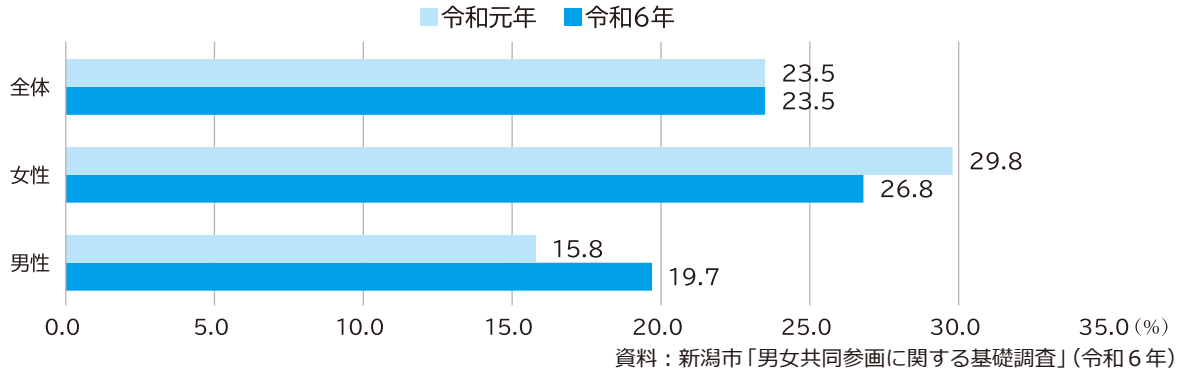

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）とは

配偶者や同居するパートナーなど親密な関係にある人から行われる暴力のこと。

暴力の形態

身体的暴力：殴る、蹴る、刃物などを身体に突きつける、物を投げつける　など
精神的暴力：怒鳴る、脅す、無視する、ばかにする、友人や実家等との交流を制限するなど
性的暴力：性行為の強要、ポルノビデオを無理に見せる、避妊に協力しない　など
経済的暴力：生活費を渡さない、借金をさせる、支出を細かく監視する　など

■ ＤＶ相談窓口の周知

「基礎調査」では、ＤＶ被害の経験があると回答した人のうち、ＤＶについてどこにも相談しなかったという人は全体で54.1%となっており、その理由としては、「相談するほどのことではないと思ったから」(39.9%)、「自分にも悪いところがあると思ったから」(38.4%) などが高い割合となっています。令和元 (2019) 年の前回調査と比較すると、どこにも相談しなかった人の割合は全体で49.0%から5.1ポイント増加しており、被害者の中には、どこにも相談せずに抱え込んでいる状況があると思われます (図３－６－２) (図３－６－３)。

ＤＶ相談窓口の認知度は減少し、どこも知らないと回答した人の割合は46.1%と、前回調査と比較し3.2ポイント増加しています (図３－６－４)。

配偶者からの暴力は、外部から発見されにくい家庭内で行われるため、潜在化して暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすい特性があります。また、配偶者からの暴力を受けた被害者の中には、上記の「基礎調査」結果のように考え、どこにも相談しない人がいます。そのため、早期にＤＶの相談窓口に相談することが重要です。

また、外国人、高齢者、障がい者のＤＶ被害も一定程度あることを踏まえ、相談窓口の周知方法の充実が求められています。

さらに、ＤＶ被害者に接する機会のある医療関係者、保健や福祉の相談機関、学校及び地域等へ情報提供することが必要です。

図３－６－２　ＤＶに関する相談先 (前回調査との比較)

令和元年度　DVに関する相談先(全体)

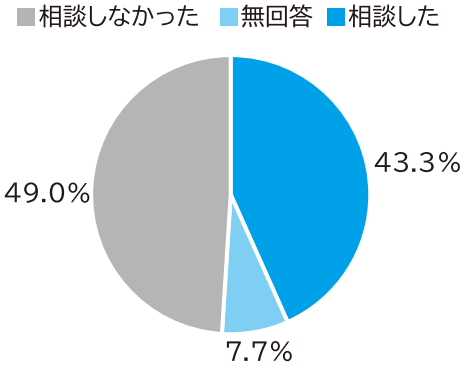

令和元年　相談した場合の相談先(全体)

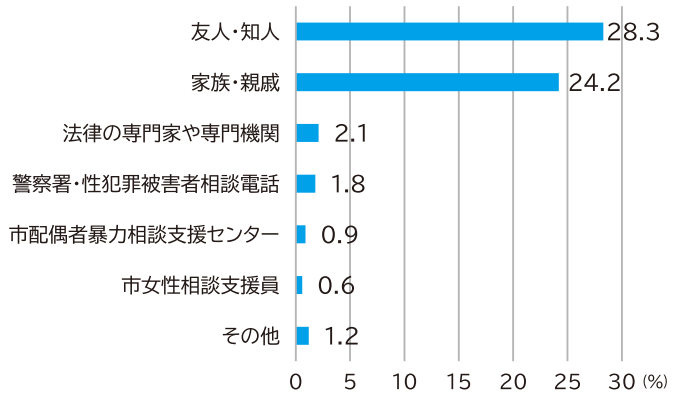

令和6年度　DVに関する相談先(全体)

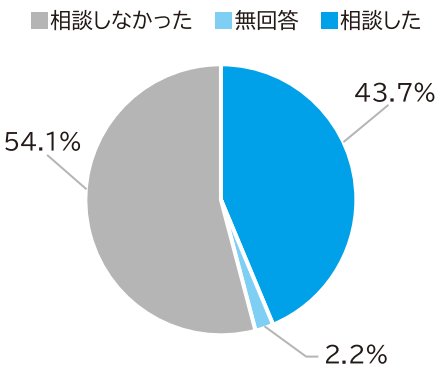

令和6年度　相談した場合の相談先(全体)

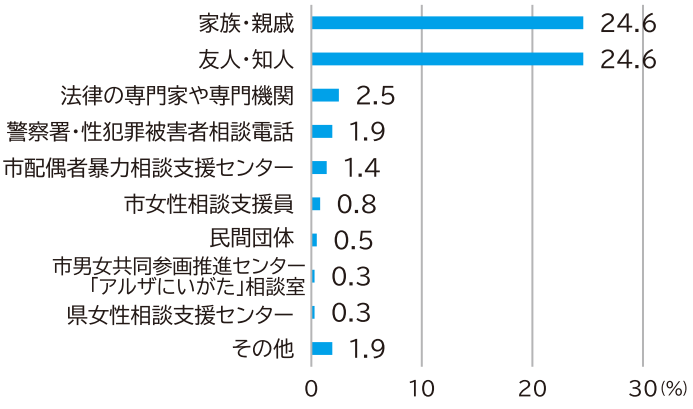

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」(令和元年、令和６年)

図３－６－３　ＤＶに関する相談をしなかった理由（前回調査との比較）

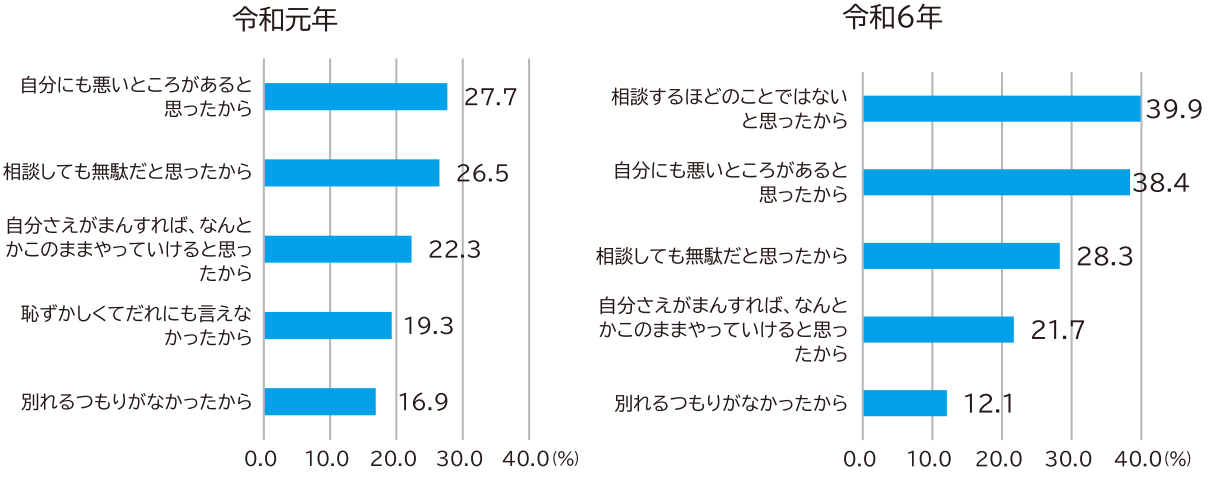

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和元年、令和６年）

図３－６－４　ＤＶに関する相談窓口の認知度

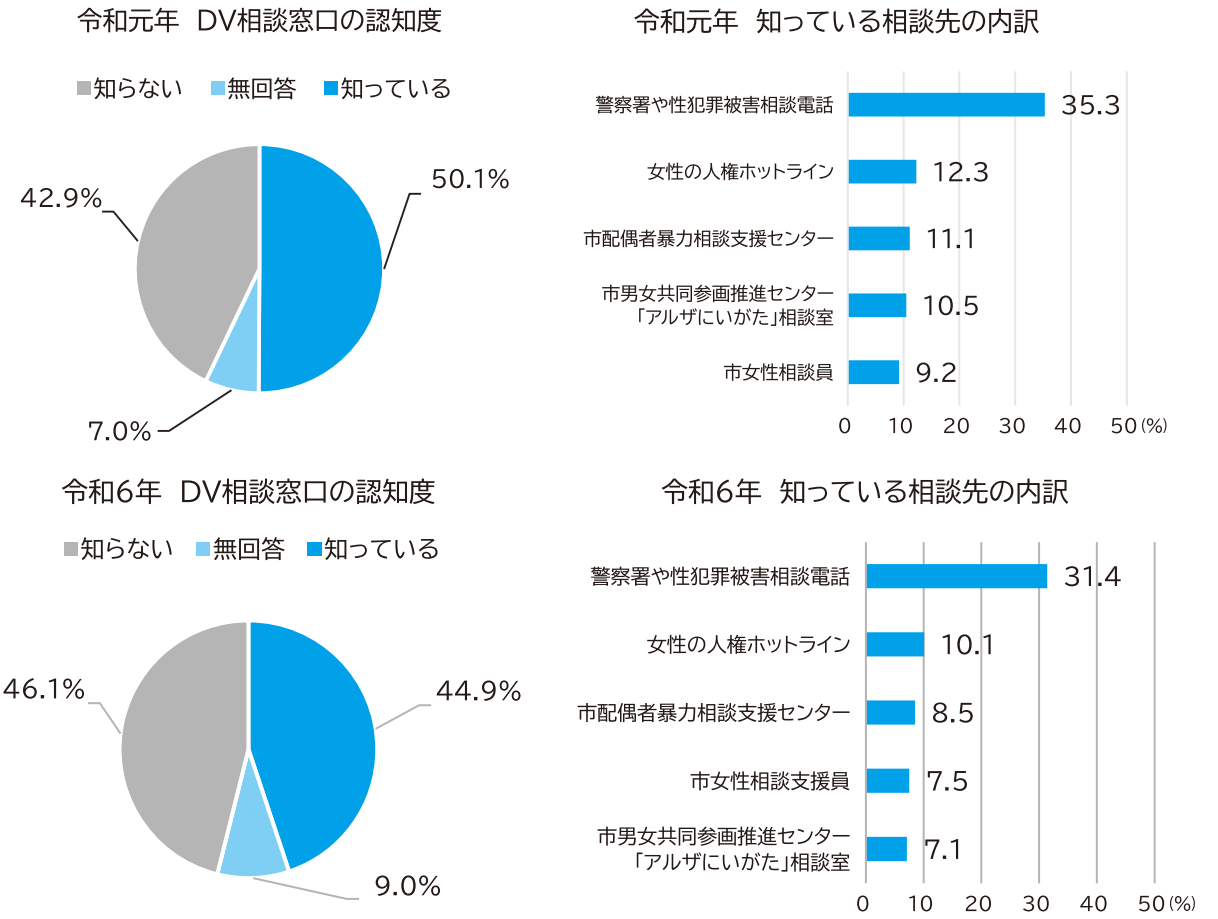

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和元年、令和６年）

（参考データ）

図３－６－５　ＤＶ相談件数

新潟市

	Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
配偶者暴力相談支援センター	2,156	1,930	1,936	2,512	2,489
区役所	1,189	1,363	1,099	1,235	770
市男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室	208	175	87	94	35

※「区役所」は女性相談支援員の相談件数　　資料：新潟市

新潟県

		Ｒ２年度	Ｒ３年度	Ｒ４年度	Ｒ５年度	Ｒ６年度
女性相談支援センター		182	229	200	146	206
警察署		1,592	1,491	1,358	1,318	1,326
	うち新潟市	684	653	615	621	623

※新潟県女性相談支援センター：新潟県配偶者暴力相談支援センター機能を果たす機関
※新潟県警察の数値は、暦年の認知件数　　資料：新潟県こども家庭課・新潟県警察本部

■ 安全に安心して相談できる体制づくり

相談は、被害者支援の入口でもあることから、個々の状況を見極め、安全と安心の確保を図りながら適切な支援につないでいくことが求められます。

本市では、配偶者暴力相談支援センターを中心に区役所の女性相談支援員、男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等においてＤＶ相談を実施しています。

ＤＶ被害者が安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人に対する意思疎通や心身の状態に適した相談環境の配慮など、多様化・複合化・複雑化する相談に対応できるよう、体制を強化していく必要があります。

■ 相談従事者の研修の充実

相談員は、ＤＶの特性を理解するとともに、被害者の個人情報の保護、安全と安心の確保、ＤＶは同性パートナー間にも存在することなど、被害者の立場に立って配慮し、意思を尊重した適切な情報提供と支援を行うため、継続して知識や技術の向上を図る必要があります。

また、被害者は多岐にわたる問題を抱えていることが多く、様々な相談窓口を利用します。窓口の職員が不適切な対応をすることによって、被害者に二次的被害を与えることがないよう、今後も継続して各種制度、相談技法に関する情報交換や研修を実施する必要があります。

■ 安全に配慮した保護体制の充実

ＤＶ加害者の暴力から被害者を緊急に保護する必要がある場合、本市では、配偶者暴力相談支援センターが中心となり、警察や新潟県女性相談支援センターと連携して一時保護へつないでいます。さらに、被害者の一時保護までの間、必要に応じて避難場所を提供するなど、安全確保に向けた体制づくりを行っています。

配偶者暴力相談支援センター及び女性相談支援員は、保護命令の制度利用について、情報提供、助言、関係機関への連絡などの支援を行う必要があります。

（参考データ）

図３－６－６
ＤＶによる一時保護件数（新潟県）

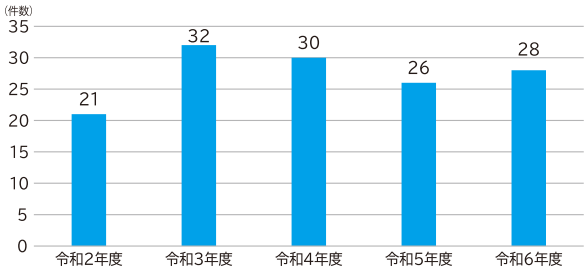

資料：新潟県こども家庭課

図３－６－７
保護命令発令件数（新潟地方裁判所）

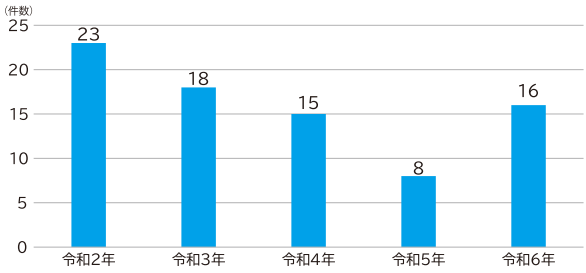

資料：新潟地方裁判所

■ 総合的な相談支援体制の充実

区役所の女性相談支援員や関係課とともに被害者の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

被害者支援には多岐にわたる部署が関係することから、相談担当者は相談を具体的な解決につなげるため、相談者に寄り添い、意向を確認しながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては、個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなくてはなりません。

■ 自立支援策の充実

被害者が生活を再建し自立するためには、住宅の確保や就労、生活費の問題、こどもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要であり、被害者の状況やニーズに応じて、相談員が窓口に同行し支援を行っています。

また、被害者は、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。さらに、被害者のこどもについても、安全確保やこころのケアについて配慮し、支援することが必要です。ＤＶの環境下にこどもを置くことは、こどもに深刻な影響があることを考慮し、児童相談所などの専門機関と連携してケアを行うことが必要です。

被害を受けた外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人については、それぞれの状況に応じた保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

■ 関係機関・民間団体との連携強化と協働の推進

ＤＶと関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待については、日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、本市の実務担当者による会議や既存の関係機関のネットワークを通じて、被害者の抱える複雑多岐にわたる問題に対処することが求められています。

民間団体については、ＤＶ防止啓発活動や被害者に対するきめ細かい支援活動を行っており、その役割は大きなものとなっています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、協働してＤＶ防止・被害者支援施策の充実を図る必要があります。

■ ＤＶ対応と児童虐待対応との連携強化

配偶者からの暴力と児童虐待が密接に関連するものであることを踏まえ、それぞれの対応機関が

緊密に連携し、考え得る対応を積極的に共有して適切に対処することが重要です。

特に、ＤＶ対応と児童虐待対応との連携強化については、「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第４６号）において、配偶者暴力相談支援センターや女性相談支援員は、児童虐待の早期発見に努めることとし、児童相談所はＤＶ被害者の保護のため、配偶者暴力相談支援センターと連携協力するよう努めるものとされ、児童相談所との相互連携が明確化されています。

（参考データ）

図３－６－８　新潟市児童相談所の児童虐待相談対応件数

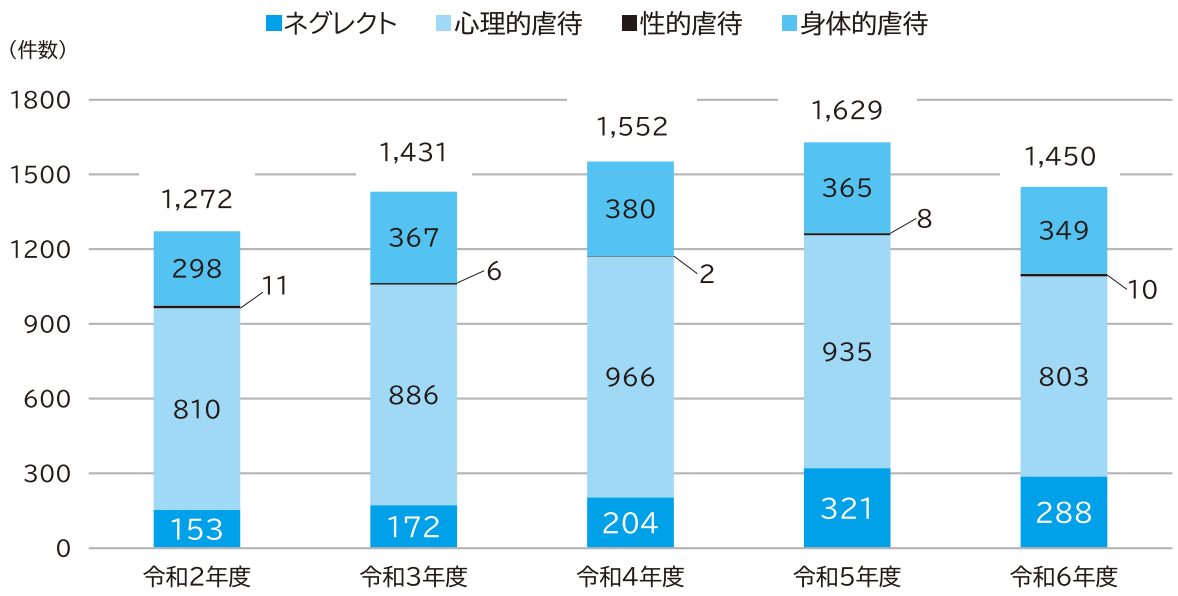

資料：新潟市児童相談所

具体的取組

①　ＤＶを容認しない社会づくりに向けた意識啓発の推進

ア　ＤＶが人権侵害であるという認識を深め、ＤＶ防止に向けた意識の醸成を図るため、リーフレットやカード、広報紙、ホームページ、ＳＮＳなどを活用し、市民や事業者等に対する広報活動を充実します。（男女共同参画課）

イ　ＤＶに関する理解促進を図るため、講演会や講座などの啓発事業を実施します。（男女共同参画課）

ウ　若年層への教育・啓発を推進するため、学校等における人権教育を実施するほか、暴力によらない対等な関係づくりやデートＤＶに関する理解の促進に向けて、中学生以上を対象としたデートＤＶ防止セミナー等の啓発事業を行います。（男女共同参画課、学校支援課）

エ　被害者支援の一環として行う加害者への働きかけについては、国や他自治体の動向を注視しながら、対応について検討していきます。また、関連の情報提供を行います。（男女共同参画課）

②　ＤＶ相談窓口の周知

ア　配偶者暴力相談支援センターのリーフレットやカードを作成し、被害者が早期に適切な支援が受けられるよう、より効果的な方法でＤＶ相談窓口について広く市民に周知

していきます。また、ＳＮＳなどを利用した周知を行います。（男女共同参画課）

イ　外国人や高齢者、障がい者など、個々の状況に配慮した情報提供を充実するとともに、関係団体等についても情報提供に努めます。（男女共同参画課、国際課、高齢者支援課、障がい福祉課）

ウ　被害者を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、ＤＶ防止の啓発や相談窓口についての情報提供を行います。（男女共同参画課）

③　安全に安心して相談できる体制づくり

ア　被害者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

イ　夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、警察及び新潟県女性相談支援センターとの連携を強化します。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

ウ　外国人や高齢者、障がい者、性的マイノリティなど様々な被害者が安心して相談できるよう、外国語通訳、手話通訳、わかりやすい日本語でのやりとりなど個々の状況に配慮した相談・対応に努めます。（男女共同参画課、国際課、障がい福祉課、区役所健康福祉課）

④　相談従事者の研修の充実

ア　相談員の知識と技術の向上を図るため、ＤＶの特性や相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等について話し合い、助言しあうことができる体制づくりに努めます。（男女共同参画課）

イ　相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、関係職員がＤＶ被害の理解を深める情報発信や研修等を実施します。（男女共同参画課）

⑤　安全に配慮した保護体制の充実

ア　警察や新潟県女性相談支援センターと連携し、安全かつ迅速に被害者を一時保護につなげます。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

イ　一時保護が開始されるまでの間、必要に応じて避難場所を提供します。（男女共同参画課）

⑥　総合的な相談支援体制の充実

ア　配偶者暴力相談支援センターを中心とした総合的な支援体制づくりを進め、女性相談支援員とともに、円滑で切れ目のない被害者支援を行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課、関係課）

イ　被害者の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。（男女共同参画課、関係課）

ウ　被害者やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。（男女共同参画課、関係課）

⑦　自立支援策の充実

ア　被害者の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、生活再建に向けて多角的な支援を継続して行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課、区役所保護課）

イ　生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。（男女共同参画課、関係課）

ウ　母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は、入所による支援を行うとともに、市営住宅等への入居支援など、住宅確保に向けた支援を行います。（男女共同参画課、こども家庭課、住環境政策課、区役所健康福祉課）

エ　就労に関する相談や職業訓練制度の情報提供など、被害者の意向に沿った就労に向けての支援を行います。（こども政策課、区役所健康福祉課、区役所保護課）

オ　被害者にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等と連携し支援を行います。（こころの健康センター、男女共同参画課）

カ　自立後の様々な不安や孤独感などを軽減するため、被害者の意思を尊重し意向を確認しながら、アフターケアを行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

キ　被害者の同伴児童など、ＤＶ被害の環境下にあるこどもについては、安全確保やこころのケア、学習支援などを行います。（児童相談所、幼保支援課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課）

ク　被害を受けた外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人については、それぞれの状況に応じて関係機関や民間団体と連携して支援を行うとともに、必要な場合は通訳等を介し、相談手続き等の支援を行います。（国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課）

ケ　心身の回復を図り、入所して自立の準備を行うことができる女性自立支援施設やステップハウスについて情報提供を行います。（男女共同参画課）

⑧　関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進

ア　被害者を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関や、保健・福祉関係機関（児童・高齢者・障がい者虐待対策）、学校・教育機関との連携を図ります。（男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター）

イ　「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」（令和５年法律第３０号）により規定された関係機関等から構成される協議会を開催し、被害者の保護を図るために必要な情報の交換や協議を行い、被害者支援の充実を図るとともに、関係機関等との連携を強化します。（男女共同参画課）

ウ　民間団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。（男女共同参画課）

⑨　ＤＶ対応と児童虐待対応との連携強化

ア　児童相談所や警察、こどもが所属する教育・保育施設、学校などと連携し、児童虐待の早期発見に努めるとともに安全確保を図ります。（男女共同参画課、児童相談所、こども家庭課、幼保支援課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター）

イ　要保護児童対策地域協議会への参加や、個別ケース検討会議の開催により適切な保護と切れ目のない支援の充実を図ります。（男女共同参画課、こども家庭課、児童相談所、区役所健康福祉課）

（2）セクシュアル・ハラスメント、ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進

現状と課題

■ ハラスメントのない安心して暮らせる環境づくり

ハラスメントは個人としての尊厳や人格を不当に傷つける重大な人権侵害です。

セクシュアル・ハラスメントは被害者の心を深く傷つけ、日常生活の継続が困難な状態になる程の重大な精神的苦痛を受けることもある、決して許されない行為です。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントに対しては、男女雇用機会均等法で事業主に雇用管理上の措置義務があり、法改正により、ハラスメント防止対策が強化されてきました。「新潟市男女共同参画推進条例」においても、職場、地域、学校、家庭その他の社会のあらゆる分野においてセクシュアル・ハラスメントなど「性別による権利侵害の禁止」を規定しています。

本市ではセクシュアル・ハラスメント防止の啓発に努めてきましたが、職場だけでなく教育の場や地域活動等でのセクシュアル・ハラスメントについても防止に向けた意識啓発を行い、正しい理解を広めていくことが必要です。また、職場における妊娠、出産、育児・介護休業、求職者等へのハラスメント、パワー・ハラスメント防止の啓発に一層取り組むことが求められています。

■ ジェンダーに基づく暴力防止対策の推進

近年、性犯罪・ストーカー行為等の犯罪や、インターネットなどでの女性に対する性暴力表現、性の商品化、リベンジポルノ、ＳＮＳを使った個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーを傷つける人権侵害等が問題になっています（図３－６－９）。

性犯罪・性暴力の根絶に向けた対策を強化する国の取組状況を踏まえ、対応していく必要があります。

性犯罪・性暴力は被害者の尊厳を傷つける人権侵害であり、許されない行為であることを周知するとともに、その防止に努め、安心して生活するための環境づくりを進めることが必要です。

（参考データ）

図３－６－９　ストーカー事案の概況（新潟県）

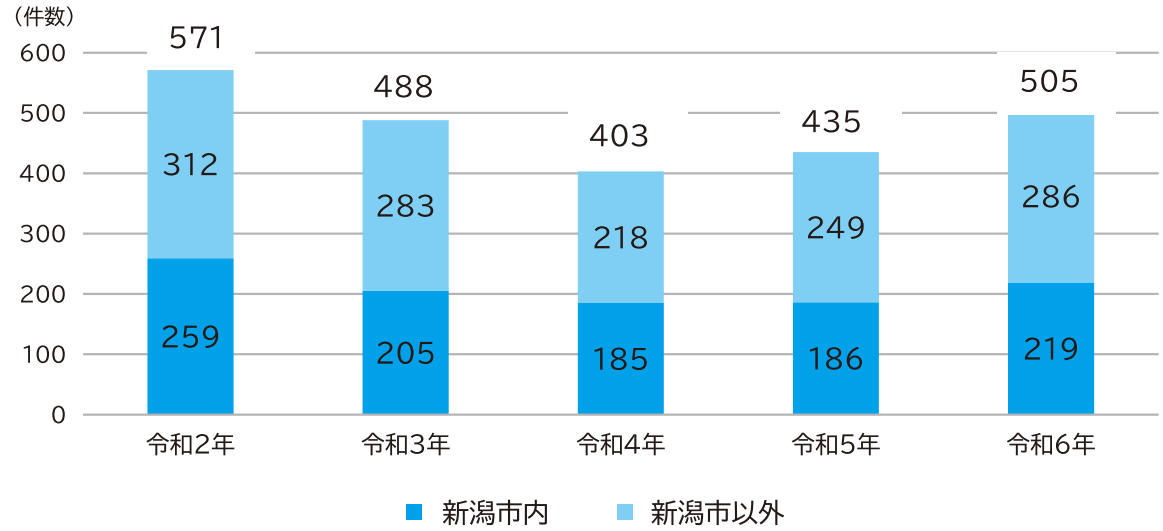

※暦年の認知件数

資料：新潟県警察本部

具体的取組

① セクシュアル・ハラスメント等のハラスメントの防止

ア　セクシュアル･ハラスメントのほか、パワー･ハラスメント、職場における妊娠、出産、育児・介護休業、求職者等へのハラスメント等を防止する環境づくりのため、啓発に努めます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課)

イ　セクシュアル・ハラスメントや労働に関連するハラスメントのほか、人権擁護に関する相談窓口等について情報提供に努めます。(男女共同参画課、雇用・新潟暮らし推進課、広聴相談課)

ウ　ハラスメントによる精神的な不調等に関する相談窓口について情報提供に努めます。(男女共同参画課、こころの健康センター)

エ　市職員や教職員に対し、各種ハラスメントの防止を周知徹底します。(人事課、学校人事課) 目標４(3) ①イ再掲

② ジェンダーに基づく暴力防止の啓発や相談等の対策と安全な環境づくり

ア　関係機関等と連携して性被害・性暴力を根絶していくための意識啓発や、性犯罪、ストーカー行為などの犯罪等の対策について、地域での広報・啓発活動を進め、性犯罪・性暴力の相談窓口の周知に努めます。(男女共同参画課、市民生活課)

イ　性被害・性暴力、ストーカー行為等被害による精神的な不調等に関する相談窓口について情報提供に努めます。(男女共同参画課、こころの健康センター)

ウ　青少年に悪影響を及ぼす恐れのある社会環境の健全化に取り組むとともに、地域団体等と協力して安全な環境づくりを進めます。(生涯学習推進課、市民生活課)

（３）困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

■ 困難な問題を抱える女性に関する意識啓発の推進

令和６年４月１日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行され、困難な問題を抱える女性を支援し、女性が安心し、自立して暮らせる社会を実現することが求められています。

この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む）をいいます。

「基礎調査」では、女性が現在困っていることとして、「将来に対する不安がある」（47.3%）が最も高く、次いで「家計が苦しい」（24.3%）「健康（メンタルヘルス以外）に問題を抱えている」（14.3%）が上位に挙げられ、「家事・育児・介護の負担が大きい」「非正規雇用のため不安がある」「人間関係がうまく築けない」が続いています。また、「困っていることはない」と回答した人は26.5%です（図３－６－１０）。

女性は、女性であることにより、ＤＶ被害や性被害に遭遇しやすい状況にあり、家庭内の不和、職場や地域社会での困りごとや悩みごとなどの多様な問題を抱えることがあります。さらに、不安定な就労状況、経済的困窮などの困難に直面することがあります。

こうした問題や悩みを抱く女性、おそれのある女性が、早期に適切な相談機関につながることにより、問題を整理し、女性が意向や意思を尊重されながら解決に向けて相談することが、深刻な状況に陥ることを防ぎます。このような役割をもつ「女性相談」について、女性をはじめ広く市民に周知・啓発することが必要です。

■ 困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知

困っていることがあると回答した人に「困っていることについてだれかに相談したか」尋ねたところ、「だれ（どこ）にも相談していない」と回答した人は全体の46.4%であり、「相談したことがある」「いくつかは相談したが、相談していないことがある」と回答した人（41.3%）を上回りました（図３－６－１１）。

「だれ（どこ）にも相談していない」「いくつかは相談したが、相談していないことがある」と回答した人に相談していない理由を尋ねたところ、「相談しても無駄だと思っている」と回答した人は50.8%に上り、次いで「だれ（どこ）に相談したらよいかわからない」（18.3%）、「相談しなくても解決できる」（16.2%）となっています（図３－６－１２）。

性的な被害、就労や生活維持、家庭の状況、地域社会との関係性など、多様な困りごとや悩みについて、区役所女性相談支援員による女性相談の窓口があることを一層周知する必要があります。

また、外国人、高齢者、障がい者及び若い女性が困難な問題を抱えることもあり、相談窓口の周知方法の充実が必要です。

図３－６－１０　現在困っていること　※女性に対する質問

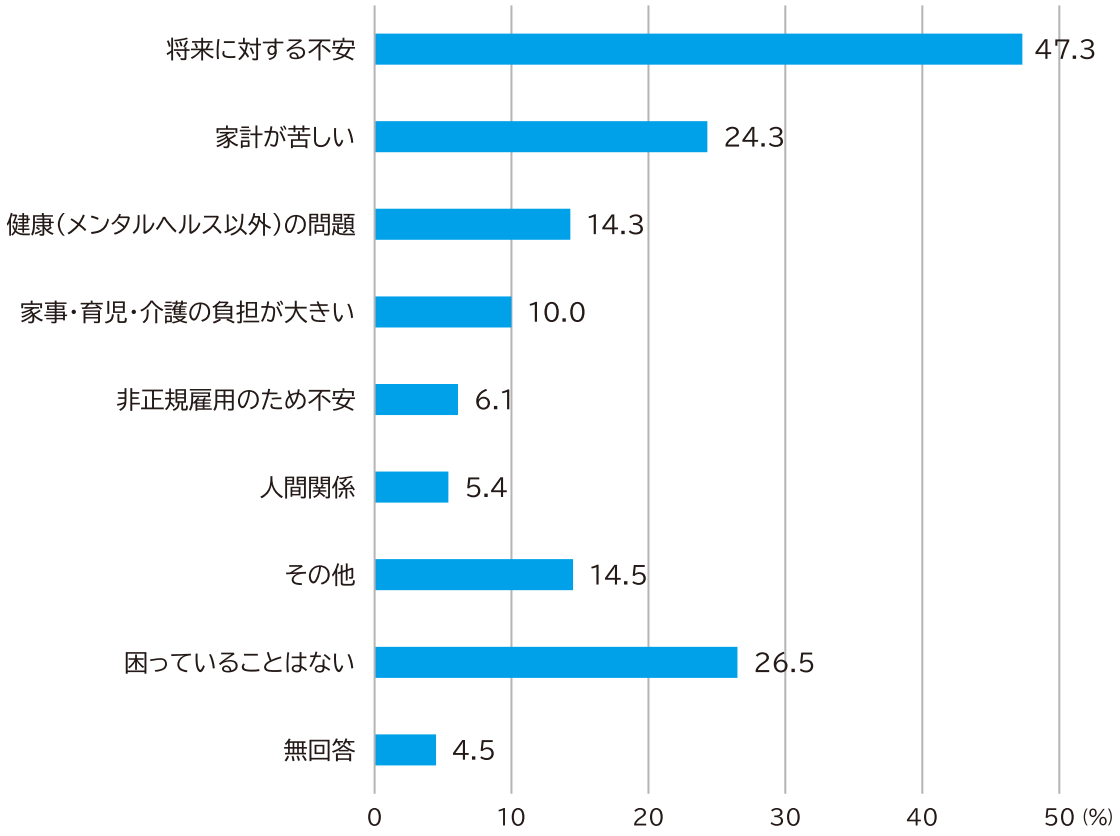

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

図３－６－１１　困っていることの相談状況　※女性に対する質問

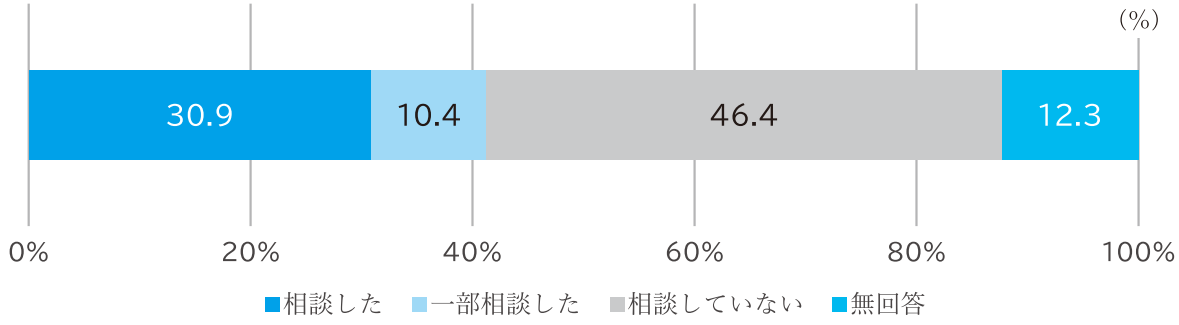

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

図３－６－１２　相談していない理由　※女性に対する質問

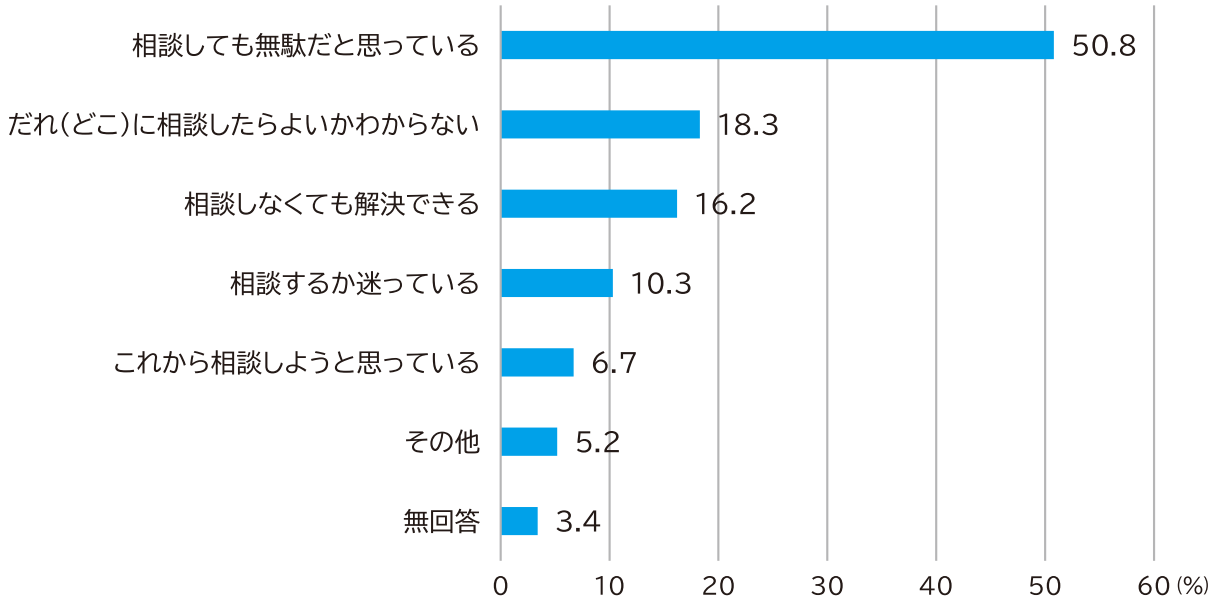

資料：新潟市「男女共同参画に関する基礎調査」（令和６年）

■ 安全に安心して相談できる体制づくり

本市では、困難な問題を抱える女性の相談支援は、市民にとって身近な区役所の女性相談支援員が面接や電話で行い、困難な問題のうち、ＤＶについては配偶者暴力相談支援センターが相談支援を行っています。女性が安心して相談できるよう相談窓口の安全を確保し、夜間・休日等の時間外における関係機関との連携、外国人や高齢者、障がい者等への相談環境の配慮など、多様化･複合化･複雑化する相談に対応できるよう、体制を強化していく必要があります。

■ 女性相談支援員、相談従事者の研修の充実

女性は、女性であることにより、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的な被害に遭遇しやすい状況にあること、予期せぬ妊娠等の女性特有の問題が存在すること、不安定な就労状況や経済的困窮、孤立などの社会経済的困難等に陥るおそれがあることなどから、年齢、障がいの有無、国籍等を問わず、支援の対象者となります。女性相談支援員は、幅広い困難な問題を抱える女性からの相談に、相手の立場に立った配慮を行い、意向に沿いながら対応する必要があることから、適切な情報提供と支援を行うため、知識や技術の向上を図る必要があります。

また、庁内の各種相談窓口で相談、手続きを行うことや民間団体による多様な相談支援を受ける女性も多くいることから、相談支援を行う様々な機関、民間団体が、相談支援に関連した内容をともに学び合い、連携を深める研修、情報交換の場が必要です。

■ 安全に配慮した保護体制の充実

住まいの喪失や家庭不和による暴力等のため、女性を緊急に保護する必要がある場合、女性の意思を確認し、区役所健康福祉課（福祉事務所）、女性相談支援員が中心となり、警察や新潟県女性相談支援センターと連携して一時保護へつないでいます（図３－６－１３）。

（参考データ）

図３－６－１３　ＤＶ以外の理由による一時保護件数（新潟県）

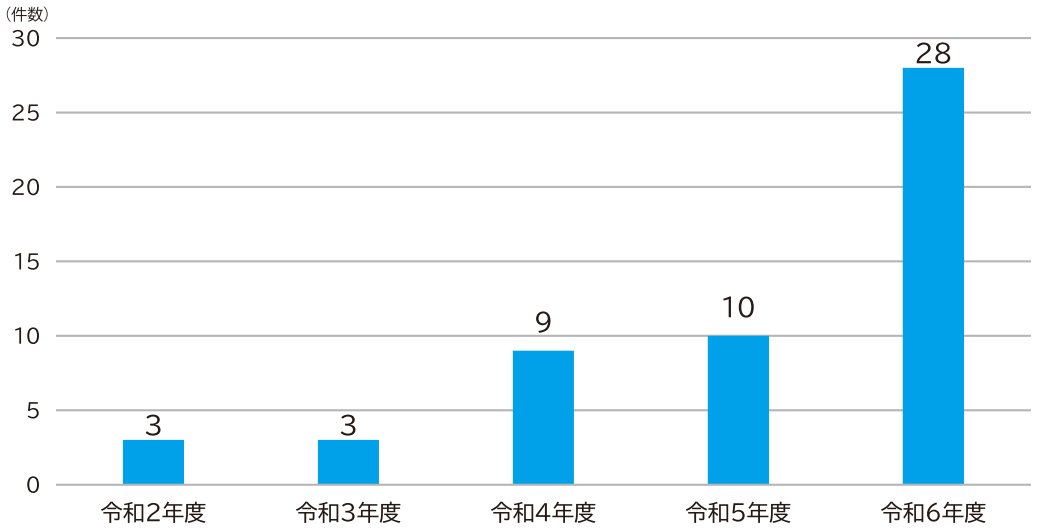

資料：新潟県こども家庭課

■ 総合的な相談支援体制の充実

区役所女性相談支援員や関係課とともに女性の相談に応じ、自立に向けた支援の情報提供や調整を行うなど、相談から保護・自立支援まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

女性の支援には多岐にわたる部署が関係することから、女性相談支援員及び相談担当者は、被害者の精神的負担を軽減し相談を具体的な解決につなげるため、相談者に寄り添い、意向を確認しながら関係部署と連携・調整を図ることが大切です。また連携に際しては個人情報の保護に関する法律及び新潟市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人情報を適切に取り扱う必要があります。

■ 自立支援策の充実

女性が新たに生活を始め、自立するためには、住宅の確保や就労、生活費の問題、こどもの就学の問題など生活全般にわたる幅広い支援が必要であり、女性の状況やニーズに応じて、女性相談支援員が窓口に同行し支援を行っています。

また、困難な問題を抱える女性は、不安定な精神状態に陥ることも少なくないため、必要に応じて専門的なケアが受けられるようにする必要があります。新しい地域での生活の不安、医療機関や買い物先などの生活に欠かせない場所に一人で外出することの精神的負担や孤独感の軽減など、自立後のアフターケアを望む女性の支援が必要です。

外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人については、それぞれの状況に応じた保護・自立支援を行うことが求められており、関係機関や支援団体と連携して支援することが必要です。

■ 貧困やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える女性への支援

女性は男性と比較してパート・アルバイト等の非正規雇用で働く人が多く、収入も低いことが多い状況にあります。とりわけ、ひとり親や単身女性、高齢女性など、不安定な就業を継続せざるを得ない状況があることに留意が必要です。

国の調査によると、児童のいる世帯の平均稼働所得は721.7万円ですが、母子世帯は270.6万円と差があります。※厚生労働省　国民生活基礎調査（令和４年）

困窮に苦しむ女性や生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭が安心して暮らせるよう、また貧困を次世代に連鎖させないよう、世帯やこどもの実情に応じた支援に取り組む必要があります。

■ 関係機関・民間団体との連携強化と協働の推進

家庭内の問題と関係の深い児童虐待や高齢者虐待、障がい者虐待については、日常業務において関係機関と緊密な連携がとれるようにするとともに、既存の関係機関のネットワークを通じて、女性の抱える多様で複合化した複雑な問題に対処していくことが必要です。

民間団体は、女性に対する柔軟で多様な支援活動を行っており、困難な問題を抱える女性の支援者として大きな役割を担っています。団体の活動を支援するとともに、連携を強化し、協働して女性支援施策の充実を図っていく必要があります。

具体的取組

①　困難な問題を抱える女性に関する意識啓発の推進

ア　女性が日常生活及び社会生活を営むなかで、女性であることにより様々な困難に直面することが多いことやその困難な問題を相談できる窓口があることについて、リーフレット、広報紙、ホームページ、ＳＮＳなどを活用し、市民に対する広報活動を充実します。また、外国人、高齢者、障がい者等にも伝わりやすい内容となるよう工夫していきます。（男女共同参画課、国際課、高齢者支援課、障がい福祉課）

イ　困難な問題を抱える女性への支援に関する理解促進を図るため、様々な機会を捉えて啓発事業を実施します。（男女共同参画課）

ウ　困難な問題を抱える女性を早期に発見するため、保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、困難な問題を抱える女性への支援に関する啓発や情報提供を行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

②　困難な問題を抱える女性の相談窓口の周知

ア　女性が困難な問題を抱えたときに相談する窓口を周知するリーフレットなどを作成し、女性が早期に適切な支援が受けられるよう、広く市民に周知していきます。また、ＳＮＳなどを利用した啓発を行います。（男女共同参画課）

イ　外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人に対し、個々の状況に適した情報提供を充実するとともに、相談等を行う関係団体等についても情報提供に努めます。（男女共同参画課、国際課、高齢者支援課、障がい福祉課）

ウ　困難な問題を抱える女性が立ち寄りやすい場所での気軽な相談や地域での相談会など、早期に相談につながりやすいアウトリーチによる相談を民間団体等と協働して実施します。（男女共同参画課）

エ　保健・医療・福祉・教育関係者や民生委員・児童委員など地域の福祉関係者に対し、啓発や相談窓口についての情報提供を行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

③　安全に安心して相談できる体制づくり

ア　相談者の安全と秘密の保持に配慮した相談環境を整えます。他職種や関係機関に相談をつなぐときは、相談者の意思を尊重し、意向に沿って相談を進めていきます。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

イ　夜間や休日等時間外の緊急の安全対策については、警察および新潟県女性相談支援センターとの連携を強化します。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

ウ　外国人や高齢者、障がい者、性的マイノリティなど様々な相談者が安心して相談できるよう、外国語通訳、手話通訳、わかりやすい日本語でのやりとりなど個々の状況に適した相談・対応に努めます。（男女共同参画課、国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課）

④　女性相談支援員、相談従事者の研修の充実

ア　相談員の知識と技術の向上を図るため、女性を取り巻く様々な関連事項について理解を深め、相談手法、各種制度に関する研修を充実するとともに、困難事例等について話し合い、助言しあうことができる体制づくりに努めます。（男女共同参画課）

イ　相談窓口等における被害者への二次的被害防止を図るため、関係職員が困難な問題を抱える女性への理解を深める情報発信や研修等を実施します。（男女共同参画課）

⑤　安全に配慮した保護体制の充実

ア　警察や新潟県女性相談支援センターと連携し、安全かつ迅速に女性を一時保護につなげます。（区役所健康福祉課、男女共同参画課）

⑥　総合的な相談支援体制の充実

ア　区役所健康福祉課、女性相談支援員を中心に、それぞれの女性のニーズに合わせた円滑で切れ目のない女性支援を行います。（区役所健康福祉課、男女共同参画課）

イ　女性の精神的負担の軽減や安全確保のため、関係機関と連携し、必要に応じた同行支援を行います。（区役所健康福祉課、男女共同参画課）

ウ　女性やその家族などに関する個人情報の管理・保護を徹底します。（区役所健康福祉課）

エ　民間団体の支援活動の特長を生かした相談支援の方法を検討します。（男女共同参画課、関係課）

オ　若い女性等が相談しやすい環境の整備について検討していきます。（男女共同参画課）

⑦　自立支援策の充実

ア　女性の意思を尊重しながら状況に応じた支援策を調整し、新たな場での生活に向けて継続的な支援を行います。（区役所健康福祉課、区役所保護課）

イ　生活支援のための各種制度の情報提供や手続き支援などを行います。（区役所健康福祉課）

ウ　母子生活支援施設での自立に向けた支援が必要な母子世帯の場合は、入所による支援を行うとともに、市営住宅等への入居支援など、住宅確保に向けた支援を行います。（区役所健康福祉課、こども家庭課、住環境政策課）

エ　就労に関する相談や職業訓練制度の情報提供など、女性の意向に沿った就労に向けての支援を行います。（こども政策課、区役所健康福祉課、区役所保護課）

オ　女性にこころのケアが必要な場合は、専門の関係機関であるこころの健康センターや男女共同参画推進センター「アルザにいがた」相談室等と連携し支援を行います。（こころの健康センター、男女共同参画課）

カ　自立後の様々な不安や孤独感などを軽減するため、民間団体と協働し、一定期間自立後の住まいに訪問する見守り支援や外出等の同行支援、女性が気軽に立ち寄ることができる居場所づくりなどによる、アフターケアを行います。（男女共同参画課、区役所健康福祉課）

キ　女性の同伴児童など、暴言や暴力を受けたり、暴力の目撃などの環境下にあるこどもについては、安全確保やこころのケア、学習支援などを行います。（児童相談所、幼保支援課、区役所健康福祉課、学務課、学校支援課、区教育支援センター、男女共同参画課）

ク　外国人や高齢者、障がい者等の配慮を必要とする人については、それぞれの状況に応じて、関係機関や民間団体と連携して支援を行うとともに、必要な場合は通訳等を介し、相談や手続き等の支援を行います。（国際課、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、男女共同参画課）

ケ　心身の回復を図り、入所して自立の準備を行うことができる女性自立支援施設やステップハウスについて情報提供を行います。（男女共同参画課）

⑧　貧困やひとり親家庭等、生活上の困難を抱える女性への支援

ア　ひとり親家庭が安心して子育てや自立した生活が営めるよう、児童扶養手当、医療費助成、母子父子寡婦福祉資金貸付などの経済的支援や就労支援を行います。また、生活困窮や生活上の困難を抱える女性に対し、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関などの関係機関と連携しながら、就労に関する支援や住居、日常生活支援など、家庭の状態やニーズに応じた総合的な支援を行います。（こども政策課、区役所健康福祉課、区役所保護課）

イ　区役所に配置の母子・父子自立支援員がひとり親家庭からの生活上の相談に応じ、新潟県・新潟市ひとり親家庭等就業・自立支援センターと連携し、生活や養育費等、自立に向けた相談や支援制度等の情報提供を行います。（こども政策課、福祉総務課、区役所健康福祉課）

ウ　区役所に配置の女性相談支援員が様々な困難な問題を抱える女性の相談に応じます。女性の置かれた状況を丁寧に聴き、女性の意思を尊重して適切に対応します。
（区役所健康福祉課、男女共同参画課）

⑨　関係機関・民間団体との連携体制の強化と協働の推進

ア　困難な問題を抱える女性を早期に発見し、適切な相談支援につなぐため、医療機関や、保健・福祉関係機関（児童・高齢者・障がい者虐待対策）、学校・教育機関との連携を図ります。（男女共同参画課、児童相談所、高齢者支援課、障がい福祉課、区役所健康福祉課、区役所保護課、学校支援課、区教育支援センター、幼保支援課）

イ　「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和４年法律第５２号）により規定された関係機関等から構成される支援調整会議を開催し、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報交換や支援の内容に関する協議を行います。支援の充実を図るとともに、関係機関や民間団体との連携を強化します。（男女共同参画課）

ウ　民間団体との連携を図り、団体の活動に対する支援を強化するとともに協働を推進します。（男女共同参画課）

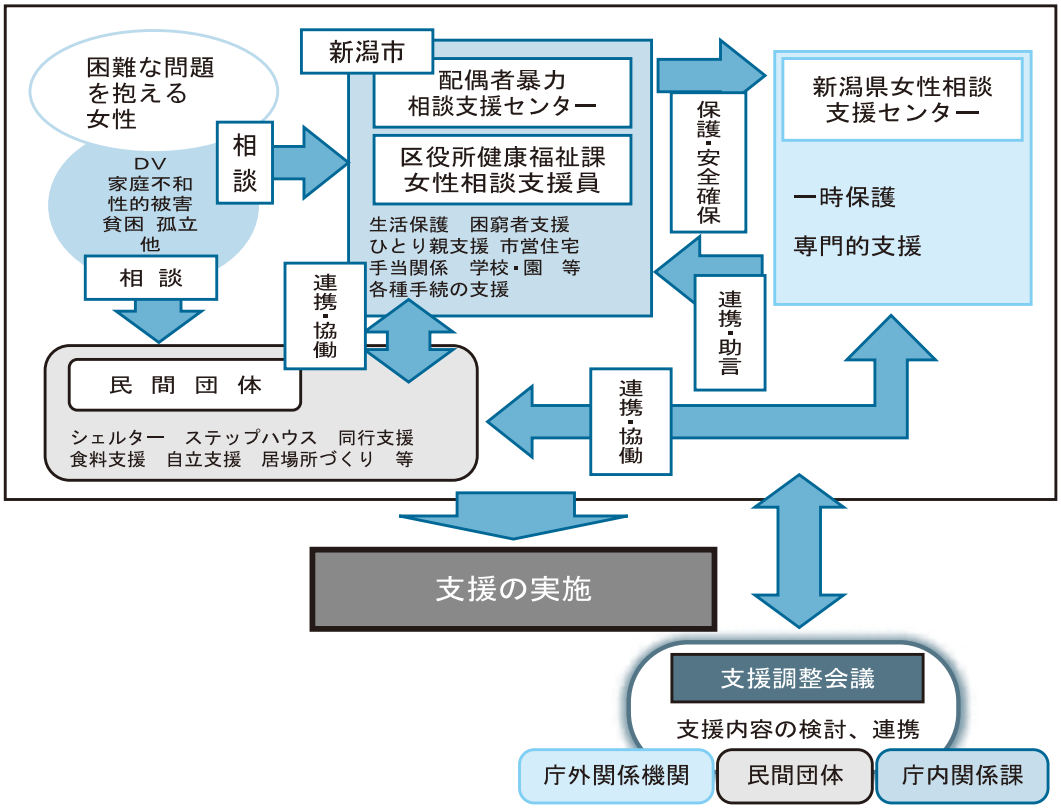
困難な問題
を抱える
女性
DV
家庭不和
性的被害
貧困　孤立
他
相　談
相談
新潟市
配偶者暴力
相談支援センター
区役所健康福祉課
女性相談支援員
生活保護　困窮者支援
ひとり親支援　市営住宅
手当関係　学校・園　等
各種手続の支援
保護・安全確保
新潟県女性相談
支援センター
一時保護
専門的支援
連携・助言
連携・協働
民　間　団　体
シェルター　ステップハウス　同行支援
食料支援　自立支援　居場所づくり　等
連携・協働
支援の実施
支援調整会議
支援内容の検討、連携
庁外関係機関
民間団体
庁内関係課

新潟市　相談窓口一覧

※各窓口の相談日、相談時間は年度によって変更の可能性があります。
　各窓口にお問い合わせください。

令和8年4月時点

配偶者、パートナーからの暴力（ＤＶ）についての相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
新潟市配偶者暴力相談支援センター	025－226－1065	【電話相談】 月・水　9：00～17：00 火・木・金　9：00～19：00 【面接相談】※要予約 月～金　9：00～17：00 （電話・面接とも土日祝・休日、年末年始を除く）

※ＤＶ被害を受けているご本人からの相談をお受けしています。性別は問いません。

困難な問題（家庭内の不和、性的な被害、様々な人間関係の悩み等）を抱える女性の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間
北区健康福祉課	025－387－1315	8：30～17：30 （土日祝・休日、年末年始を除く）
東区健康福祉課	025－250－2415	
中央区健康福祉課	025－223－7236	
江南区健康福祉課	025－382－4313	
秋葉区健康福祉課	0250－25－5660	
南区健康福祉課	025－372－6371	
西区健康福祉課	025－264－7343	
西蒲区健康福祉課	0256－72－8369	

家庭・職場の人間関係や生きかたなど様々な悩みについての相談窓口

相談窓口	相談名・電話番号	相談時間
新潟市男女共同参画推進センター アルザにいがた	こころの相談 025－245－0545	【電話相談】 水・日　10：00～15：30 金　14：00～19：30 【面接相談】 ※要予約（初回は上記日時に電話で相談） 火・水・木・土　10：00～16：30 （電話・面接とも祝・休日、年末年始、第4月曜が祝・休日の場合の翌火曜を除く）
	男性のための電話相談 025－246－7800	第4火曜　18：30～21：00（祝・休日を除く）